

中土佐町第 7 期障害福祉計画
中土佐町第 3 期障害児福祉計画

～ともに生きるまち～

令和 6 年 3 月

中土佐町

は じ め に

わが国の障害者福祉施策においては、平成 25 年 4 月の障害者総合支援法施行や平成 28 年に成立した成年後見制度の利用の促進に関する法律のほか、発達障害者支援法、改正児童福祉法、改正社会福祉法などに基づき、障害のある人や高齢者、子ども・子育てなどの属性や世代にかかわらず相談を受け止め、関係機関と協働して包括的な支援体制を整えるため「地域共生社会」の実現を目指すこととされております。



本町では、こうした国の動向を踏まえ、「障害の有無にかかわらず、だれもが愛する中土佐町でともに支え合い、ともに生きるまち」の実現のため、3年ごとに改正していく「障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき各種施策を展開してきたところです。

しかしながら、近年急速に進行する少子高齢化や過疎化などによって、田舎の強みであった地域のつながりが希薄化することに伴い、障害をお持ちの皆様にとりましてはより厳しい社会環境が広がってまいりました。こうしたことから、新たな計画となる令和6年度の「中土佐町第7期障害福祉計画・中土佐町第3期障害児福祉計画」では、現計画において実施したアンケート調査の結果なども踏まえてしっかり検証を行い、「中土佐で暮らし、生きがいとともに創り高め合うことができる」地域共生社会の実現を目指してまいりたいと考えております。そのためには、地域の皆様が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、住民の皆様をはじめ関係機関が連携協力しながら、包括的な支援体制を構築することが重要となってまいります。

つきましては、町民の皆様をはじめ関係各位との連携を密にいたしまして「ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」に邁進してまいりますので、今後より一層のご指導とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たりご尽力いただきました策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました町の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

中土佐町長 池田 洋光

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 高知県の方針	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状	5
1 人口・世帯	5
2 障害のある人の状況	7
3 調査結果の概要	15
第3章 中土佐町第7期障害福祉計画	27
1 基本的な考え方	27
2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について	29
3 第7期の目標	30
4 障害福祉サービスの実績と見込み	37
5 地域生活支援事業の実績と見込み	47
第4章 中土佐町第3期障害児福祉計画	62
1 基本的な考え方	62
2 障害児福祉サービス	62
3 第3期の目標	63
4 障害児福祉サービスの実績と見込み	67
第5章 計画の推進	70
1 計画の進行管理	70
2 計画の推進体制	71
資料編	72
1 中土佐町第4期障害者計画（再掲）	72
2 中土佐町保健福祉に関する諸計画策定のための委員会設置条例	75
3 中土佐町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	77
4 計画策定の経緯	78

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、制度を整備してきました。

平成25年には、平成18年に施行された「障害者自立支援法」が見直され、障害者の範囲に難病患者等を追加し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを行う、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行されました。その後も、障害者施策に関係する数多くの法律が制定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

障害者総合支援法は令和4年12月には改正され、障害者等の地域生活や就労の支援を強化することなどにより、障害者等の希望する生活を実現できるように、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等に取り組むこととされ、令和6年4月に施行されます。

中土佐町（以下「本町」という。）では、令和3年3月には、令和3年度から6年間の障害者福祉施策の指針となる「中土佐町第4期障害者計画」を策定し、「ともに生きるまち」を基本理念として、町民の誰もが障害の有無にかかわらずその能力を最大限発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、様々な施策を推進しているところです。また、障害福祉サービス等の確保と障害児支援の提供体制の確保に関する実施計画である「中土佐町第6期障害福祉計画・中土佐町第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。この度、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「中土佐町第6期障害福祉計画・中土佐町第2期障害児福祉計画」が期間満了を迎えることから、令和6年度を初年度とする「中土佐町第7期障害福祉計画・中土佐町第3期障害児福祉計画」を策定し、引き続き、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりの実現に取り組んでいくこととします。

◇「障害」の表記について

「障害」の表記については様々な主体がそれぞれの考えに基づき、独自の表記を行っています。町では、社会モデルの考え方から社会に存在する障害物や障壁を改善又は解消することが必要であるとし、引き続き現状の「障害」の表記を用いることとします。

※社会モデル：障害者が受ける社会的不利益はその人個人の問題だとする「医学モデル」に対して、社会の障壁に着目して、障害者が受ける社会的不利益は社会の問題だとする考え方。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

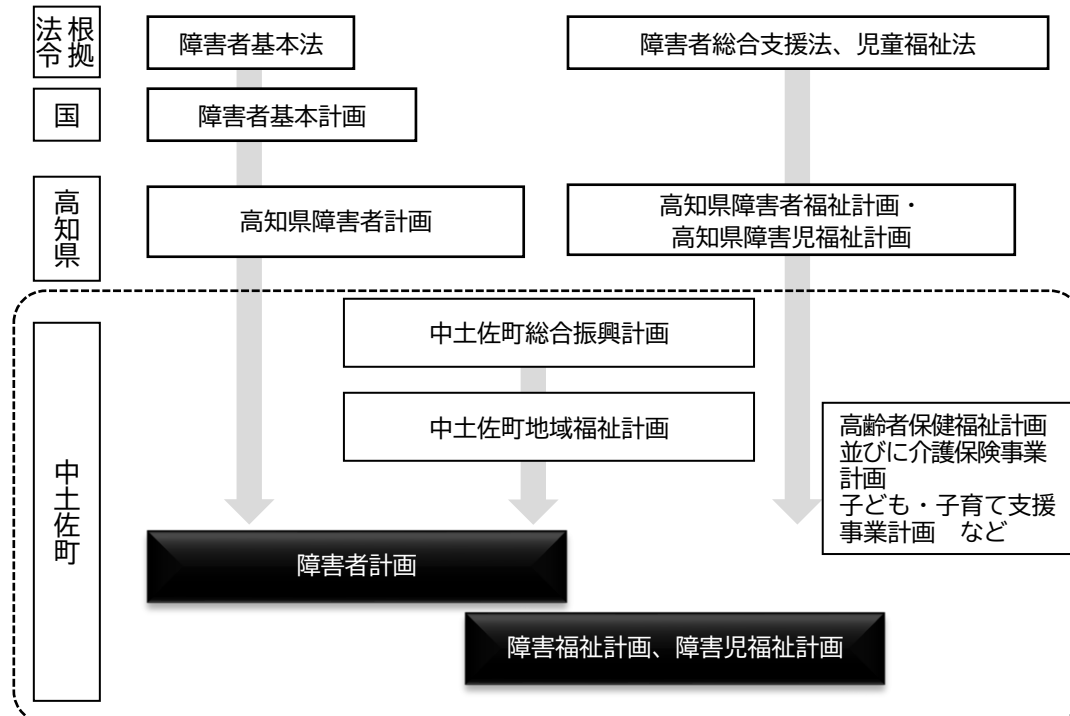
障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第88条、障害児福祉計画は「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画として位置づけています。

(2) 法令、他の計画との関係

本町の上位計画である「第3次中土佐町総合振興計画」・「中土佐町第3期地域福祉計画」など、その他関連計画とともに、国の法制度や指針、高知県の計画との整合性を図り、策定しています。

本計画は、本町の障害者福祉の大綱を示す計画として、本町の障害者福祉施策の基本的方向性を示す「障害者計画」に沿って、本町の障害福祉サービス等の具体的な数値を定め、総合的に推進を図ります。

■法令、他の計画との関係



3 高知県の方針

高知県では、令和5年3月に、「高知県障害者計画（第3期）」を策定しています。

この計画は、『障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」』という基本理念を実現するために、「ともに支えあう地域づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「いきいきと暮らせる地域づくり」、「災害時等に困らない地域づくり」の4つの施策体系の柱に基づいての取組を総合的に進めています。

4 計画の期間

計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等があった場合や、社会情勢の変化やニーズに対応するため、必要に応じ計画を見直します。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
中土佐町第3期障害者計画						中土佐町第4期障害者計画（6年間）					
中土佐町第4期障害福祉計画			中土佐町第5期障害福祉計画			中土佐町第6期障害福祉計画			中土佐町第7期障害福祉計画（3年間）		
—			中土佐町第1期障害児福祉計画			中土佐町第2期障害児福祉計画			中土佐町第3期障害児福祉計画（3年間）		

5 計画の対象

本計画の対象は、平成 23 年に改正された「障害者基本法」の定義に則り、次のとおりとします。

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害（発達障害を含む）者
- 難病患者等
- その他の心身の機能に障害のある人で、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

（参考）障害者基本法第 2 条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

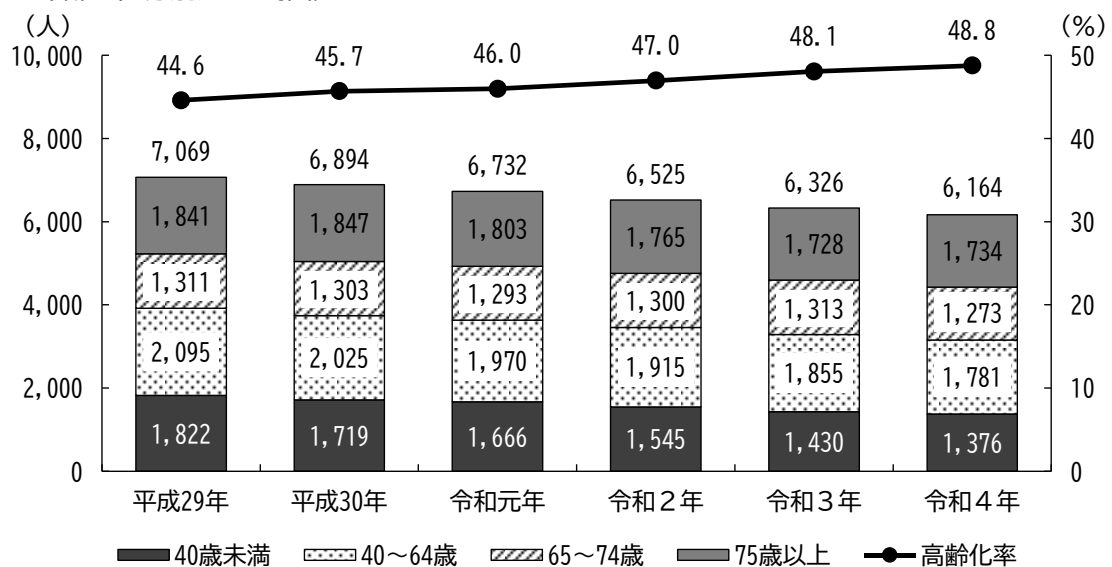
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1 人口・世帯

(1) 人口の状況

年齢4区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成29年の7,069人から令和4年は6,164人と、905人減少しています。年齢4区分別では、40歳未満と40～64歳は減少が続いているのに対して、65～74歳と75歳以上は年による増減があり、65～74歳は1,300人前後、75歳以上は1,800人前後で推移しています。

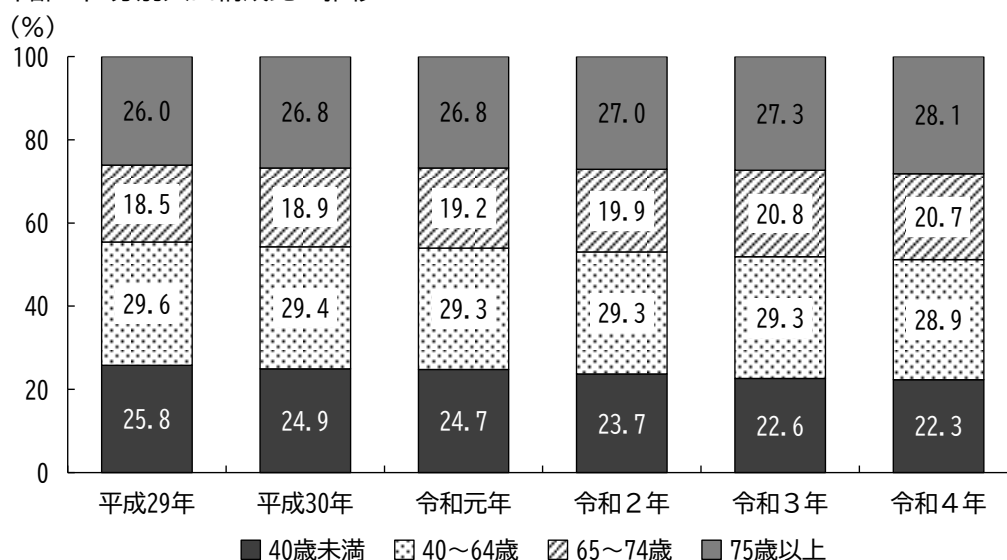
■年齢4区分別人口の推移



資料：中土佐町住民基本台帳（各年9月30日現在）

年齢4区分別人口構成比の推移をみると、40歳未満は徐々に低下しており、40～64歳はほぼ横ばいとなっています。また、65～74歳と75歳以上は上昇傾向となっています。

■年齢4区分別人口構成比の推移

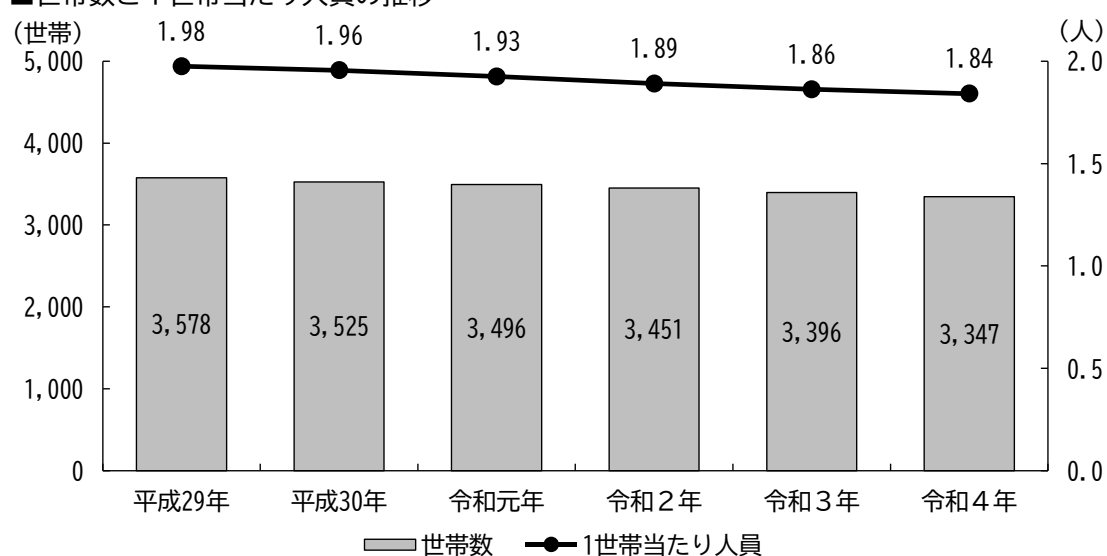


資料：中土佐町住民基本台帳（各年9月30日現在）

（2）世帯の状況

世帯数と1世帯当たり人員の推移をみると、世帯数は減少が続いており、平成29年の3,578世帯から令和4年は3,347世帯と、231世帯減少しています。1世帯当たり人員は、平成29年の1.98人から令和4年は1.84人と、減少が続いています。

■世帯数と1世帯当たり人員の推移



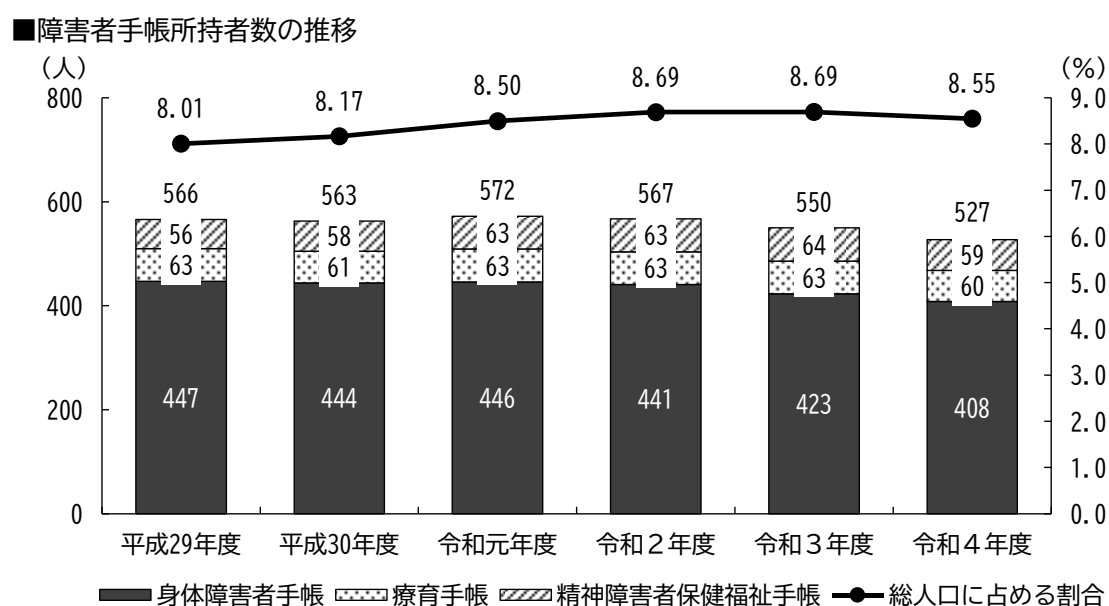
資料：中土佐町住民基本台帳（各年9月30日現在）

2 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では令和2年度以降減少が続いており、平成29年度の566人から令和4年度は527人となっています。総人口に対する割合は令和2年度まで上昇していましたが、令和4年度には低下し、平成29年度の8.01%から令和4年度は8.55%となっています。

また、手帳の種類別では、身体障害者手帳は減少傾向となっており、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳はほぼ横ばいで推移しています。令和4年度は身体障害者手帳が408人と最も多く、次いで療育手帳が60人、精神障害者保健福祉手帳が59人となっています。



資料：中土佐町（各年3月31日現在）

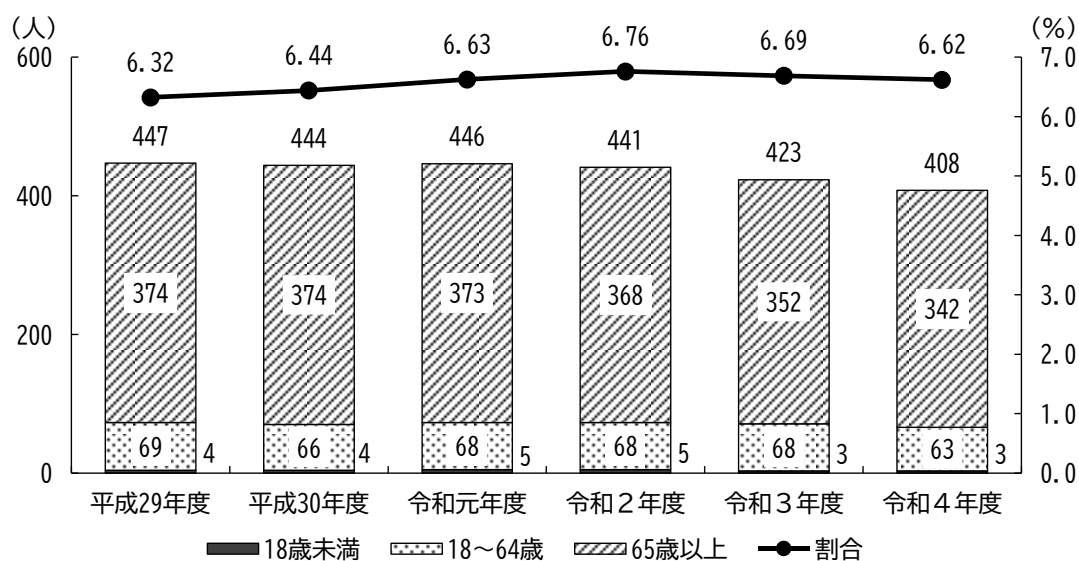
(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向であり、平成29年度の447人から令和4年度は408人となっています。総人口に対する割合は令和2年度まで上昇が続いていましたが、令和3年度以降徐々に低下しています。また、年齢層別では、いずれの年も65歳以上が最も多く、令和4年度は342人となっています。

等級別では、令和4年度は1級が134人で最も多く、次いで4級が96人となっており、種類別では、令和4年度は肢体不自由が183人で最も多く、次いで内部障害が159人となっています。

自立支援医療受給者数（更生医療）の推移をみると、受給者数は減少傾向となっており、令和4年度は11人となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
等級別	1級	154	151	153	153	141	134
	2級	65	63	64	64	58	63
	3級	90	90	86	85	83	78
	4級	95	100	102	98	102	96
	5級	26	23	25	25	24	22
	6級	17	17	16	16	15	15
種類別	視覚障害	27	26	30	30	28	29
	聴覚・平衡機能障害	33	32	31	31	30	31
	音声・言語機能障害	7	8	7	7	6	6
	肢体不自由	222	213	203	203	189	183
	内部障害	158	165	175	170	170	159
合計		447	444	446	441	423	408

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

■自立支援医療受給者数（更生医療）の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
更生医療	18 (42)	17 (39)	16 (33)	15 (34)	10 (22)	11 (27)

※（ ）内は年間を通した人数

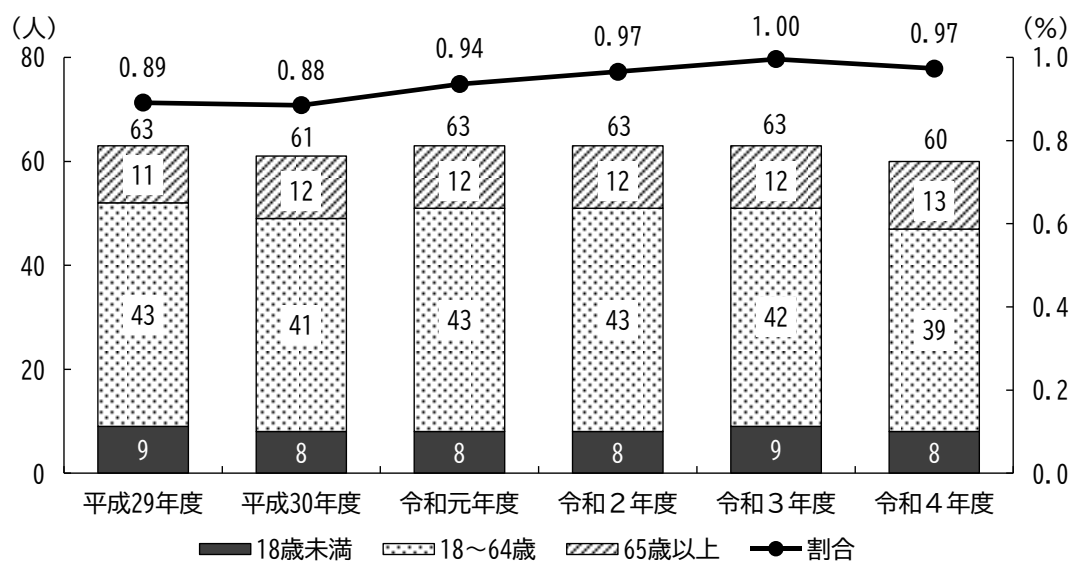
資料：中土佐町（各年3月31日現在）

(3) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、療育手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、平成 29 年度の 63 人から令和 4 年度は 60 人となっています。総人口に対する割合は上昇傾向で、平成 29 年度の 0.89% から令和 4 年度は 0.97% となっています。また、年齢層別では、いずれの年も 18～64 歳が最も多く、令和 4 年度は 39 人となっています。

程度別では、いずれの年も軽度 B 2 が最も多く、令和 4 年度は 27 人となっており、次いで中度 B 1 が 16 人となっています。

■療育手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
程度別	最重度 A 1	11	11	11	11	8	9
	重度 A 2	7	7	9	9	9	8
	中度 B 1	17	16	15	15	15	16
	軽度 B 2	28	27	28	28	31	27
合計		63	61	63	63	63	60

資料：中土佐町（各年 3 月 31 日現在）

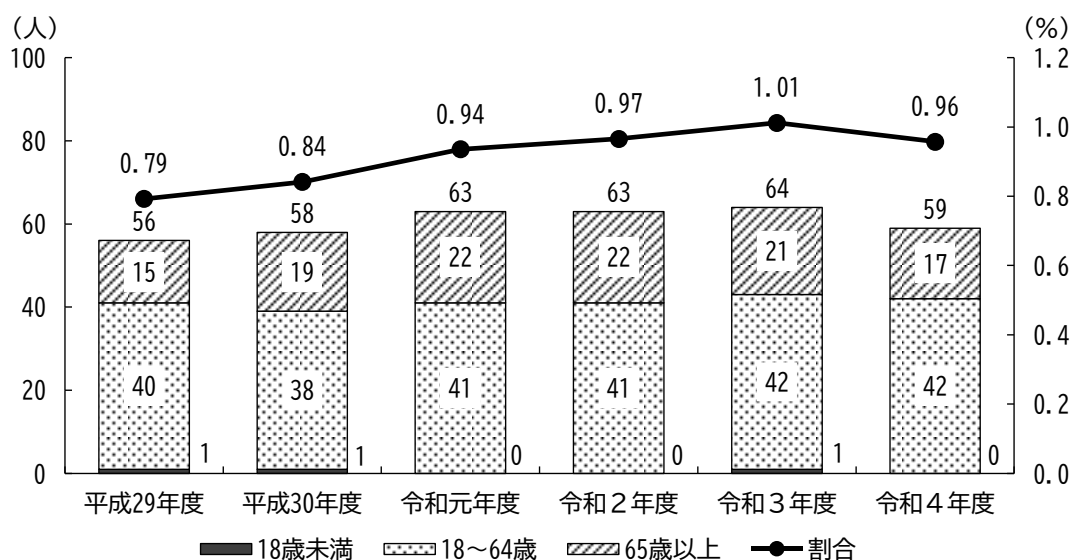
(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっていました。令和4年度は減少しており、平成29年度の56人から令和4年度は59人となっています。総人口に対する割合も上昇が続いていましたが、令和4年度は低下しており、平成29年度の0.79%から令和4年度は0.96%となっています。また、年齢層別では、いずれの年も18～64歳が最も多く、令和4年度は42人となっています。

等級別では、いずれの年も2級が最も多く、令和4年度は41人となっており、次いで3級が14人となっています。

自立支援医療受給者数は増加が続いており、令和4年度は130人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び総人口に対する割合の推移



(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
等級別	1級	3	5	6	6	5	4
	2級	43	42	40	40	43	41
	3級	10	11	17	17	16	14
合計		56	58	63	63	64	59

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

■自立支援医療受給者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
精神通院医療	97	102	109	113	116	130

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

(5) 難病患者等の状況

特定医療費（指定難病）受給者数の推移をみると、年による増減があり、令和4年度は70人となっています。

なお、医療費助成の対象となる疾病は、平成26年12月までは56疾病でしたが、対象疾病の見直しがなされ、令和3年には338疾病が助成対象疾病に拡大されています。

■特定医療費（指定難病）受給者数の推移（各年度実数）

(単位：人)

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
特定医療費 (指定難病) 受給者	82	75	74	75	68	70

資料：高知県健康対策課

(6) 障害支援区分の状況

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。6段階に分類され、区分6が必要とされる支援の度合いが最も高くなります。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

障害支援区分認定者数の推移をみると、年による増減がありますが、おおむね20人前後で推移しており、令和4年度は25人となっています。また、令和4年度は区分2が最も多く7人、次いで区分3と区分4がいずれも6人となっています。

■障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度
区分1	1	0	0	0	0	0
区分2	5	4	7	7	6	7
区分3	5	5	4	9	3	6
区分4	3	0	5	4	1	6
区分5	0	4	1	0	1	4
区分6	6	3	1	3	4	2
総数	20	16	18	23	15	25

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

(7) 保育所での支援状況

本町では、町内の保育所において、支援が必要な子どもに加配保育士を配置しており、保育所での支援状況をみると、対象児童数は令和元年度に増加した後はほぼ横ばいで推移しています。また、対象児童数に合わせ加配職員数も変化していますが、令和4年度は、対象児童数7人に対して加配職員数は6人と、1人少なくなっています。

■保育所での支援状況

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
対象児数	2	2	5	6	6	7
加配職員数	2	2	5	6	6	6

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

(8) 特別支援学校・特別支援学級等の状況

特別支援学校の中土佐町民在籍者数の推移をみると、在籍者数の合計は、令和元年度まで増加していましたが、令和2年度以降は、7人で推移しています。

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、在籍者数の合計は、年による増減がありますが、平成29年度の12人から令和4年度は18人と増加しています。

■特別支援学校の中土佐町民在籍者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学部	1	1	2	2	2	2
中学部	2	2	3	1	2	1
高等部	4	5	6	4	3	4
合計	7	8	11	7	7	7

資料：中土佐町（各年5月1日現在）

■特別支援学級の在籍者数の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校	7	8	7	12	11	10
中学校	5	3	3	3	3	8
合計	12	11	10	15	14	18

資料：中土佐町（各年5月1日現在）

(9) 障害児における医療費助成

自立支援医療受給者数（育成医療）の推移をみると、令和3年度と令和4年度は1人となっています。

小児慢性特定疾病医療費助成受給者数の推移をみると、令和3年度を除いて2人で推移しています。

■自立支援医療受給者数（育成医療）の推移

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
育成医療	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (1)

※ () 内は年間を通した人数

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

■小児慢性特定疾病医療費助成受給者数の推移（各年度実数）

(単位：人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小児慢性特定 疾病受給者	2	2	2	2	1	2

資料：高知県健康対策課

(10) 各種手当等の受給状況

各種手当受給者数等の推移をみると、特別障害者手当と特別児童扶養手当の受給者数は減少傾向となっており、障害児福祉手当の受給者数と心身障害者扶養共済制度の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■各種手当受給者数等の推移

(単位：人)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別障害者手当	受給者数	5	7	4	3	3	3
障害児福祉手当	受給者数	1	1	2	2	2	2
特別児童扶養手当	受給者数	19	17	16	16	13	11
心身障害者扶養 共済制度	加入者数	11	10	10	8	9	9
	受給者数	4	4	4	6	6	6

資料：中土佐町（各年3月31日現在）

(11) 障害者の就労関係

就労継続支援B型事業所の1か月の平均工賃をみると、本町にある就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」の平均工賃は、高知県全体の平均工賃を上回る状況が続いています。

障害者就業・生活支援センターこうばんにおける中土佐町の利用実績をみると、令和2年度から令和4年度の利用者数は20人前後となっています。

■就労継続支援B型事業所の1か月の平均工賃

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高知県	20,311	20,597	20,969
中土佐町 (鯉乃國の萬屋の利用者)	26,441	27,329	30,298

資料：高知県

■障害者就業・生活支援センターこうばんにおける中土佐町の利用実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	22	19	20

資料：障害者就業・生活支援センターこうばん

3 調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

①調査の目的

本計画の策定に当たり、町民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、今後の計画策定や障害福祉施策を進める際の参考とさせていただくために実施しました。

②調査の対象と実施方法

- 調査対象者：町内在住の障害者手帳所持者及び特別児童扶養手当受給者（保護者）、障害者手帳を所持しない障害福祉サービス利用者、自立支援医療（精神通院医療）受給者
- 調査時期：令和5年8月29日～9月15日
- 調査方法：郵送配布・回収

配布数	有効回答数	有効回答率
462 件	280 件	60.6%

③調査結果の見方

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 図表中の「n」は、「Number of case」の略で、その設問に回答すべき対象者数を示しています。一部の人に回答を求めている設問などがあるため、nの値は設問によって異なります。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。また、一部図表においては「0.0」の表記を省略しているものがあります。

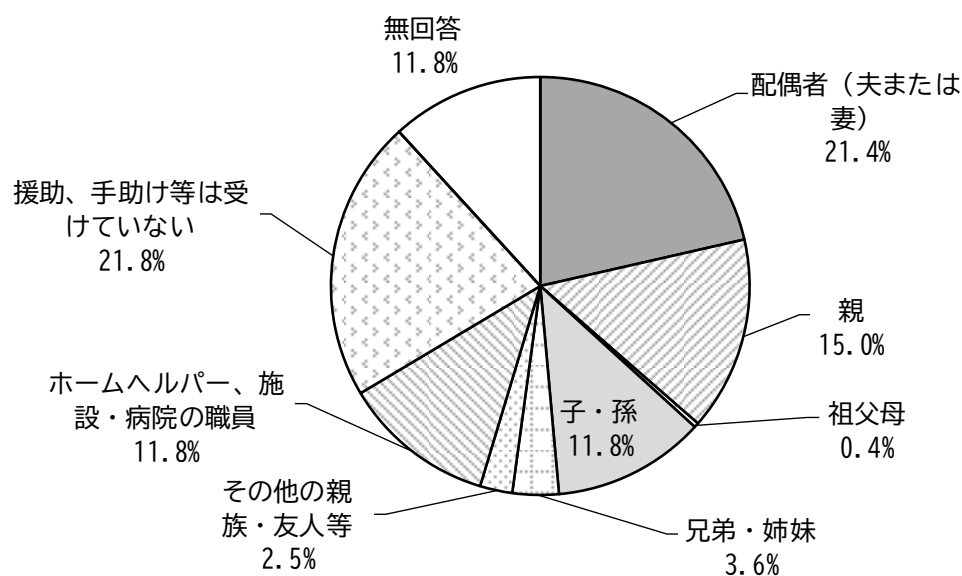
(2) アンケート調査結果の概要

①主に援助、手助け等をしている方

主に援助、手助け等をしている方については、「援助、手助け等は受けていない」が 21.8%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 21.4%、「親」が 15.0%となっています。

■主に援助、手助け等をしている方（単数回答）

n=280

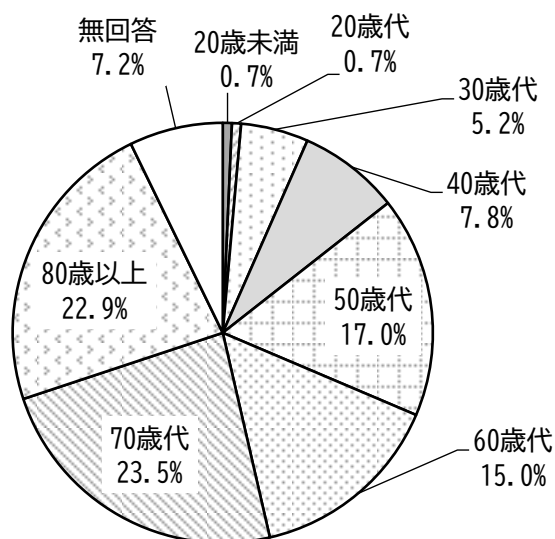


②主に援助、手助け等をしている方の年代

主な介助者の年代については、「70 歳代」が 23.5%と最も高く、次いで「80 歳以上」が 22.9%、「50 歳代」が 17.0%、「60 歳代」が 15.0%となっています。

■主に援助、手助け等をしている方の年代（単数回答）

n=153

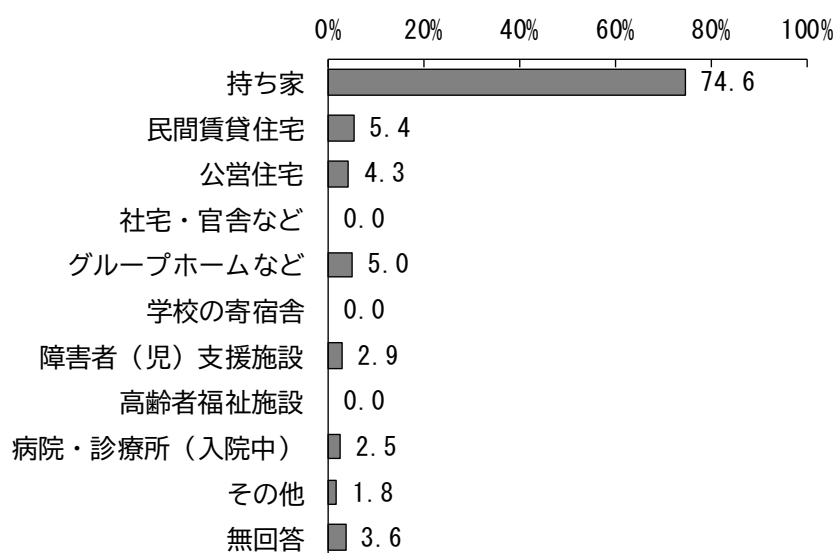


③生活している場所について

生活している場所については「持ち家」が最も高く 74.6%、次いで「民間賃貸住宅」が 5.4%、「グループホームなど」が 5.0%となっています。

■生活している場所（単数回答）

n=280

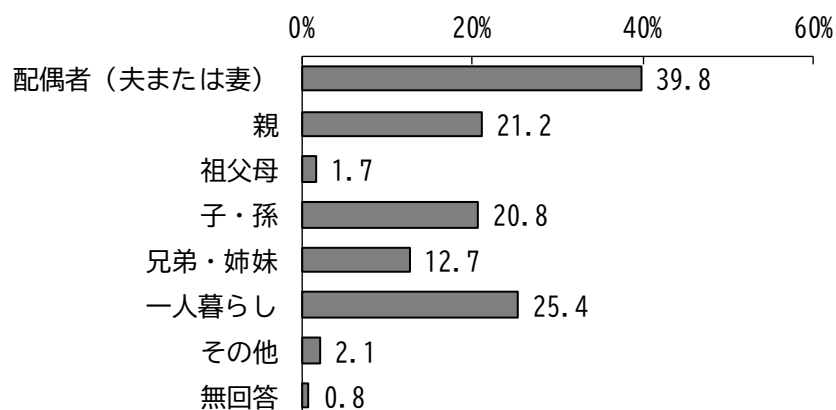


④誰と一緒に暮らしているか

誰と一緒に暮らしているかについては「配偶者（夫または妻）」が最も高く 39.8%、次いで「一人暮らし」が 25.4%、「親」が 21.2%となっています。

■誰と一緒に暮らしているか（単数回答）

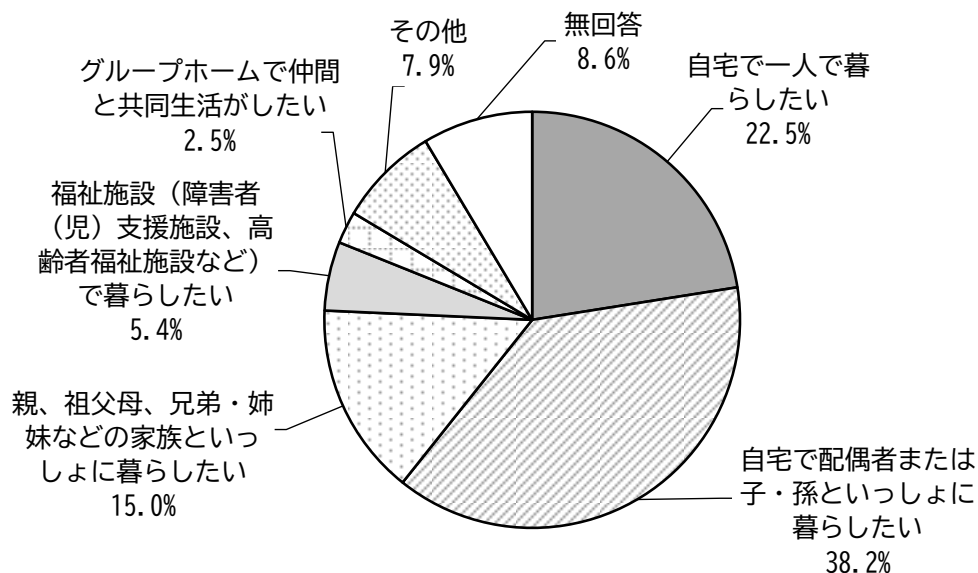
n=236



⑤近い将来どのように暮らしたいか

近い将来どのように暮らしたいかについては、「自宅で配偶者または子・孫といっしょに暮らしたい」が最も高く 38.2%、次いで「自宅で一人で暮らしたい」が 22.5%、「親、祖父母、兄弟・姉妹などの家族といっしょに暮らしたい」が 15.0%となっています。

■近い将来どのように暮らしたいか（単数回答）

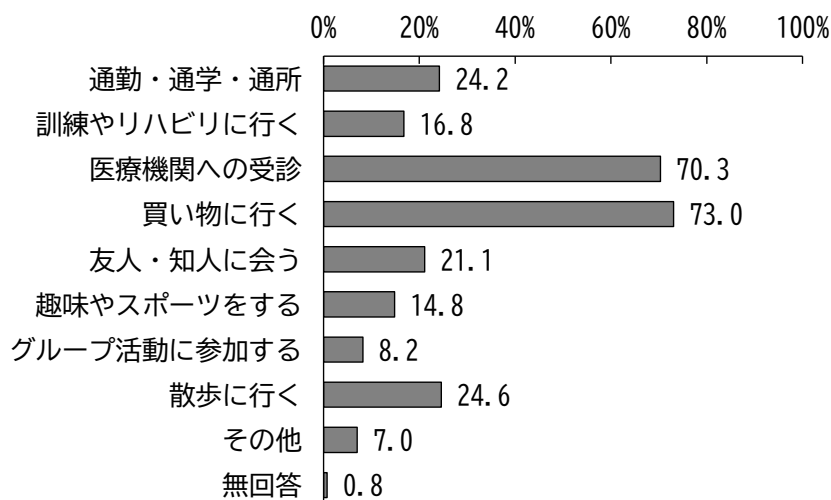


⑥どのような目的で外出するか

外出する目的については、「買い物に行く」が最も高く 73.0%、次いで「医療機関への受診」が 70.3%、「散歩に行く」が 24.6%、「通勤・通学・通所」が 24.2%となっています。

■どのような目的で外出するか（単数回答）

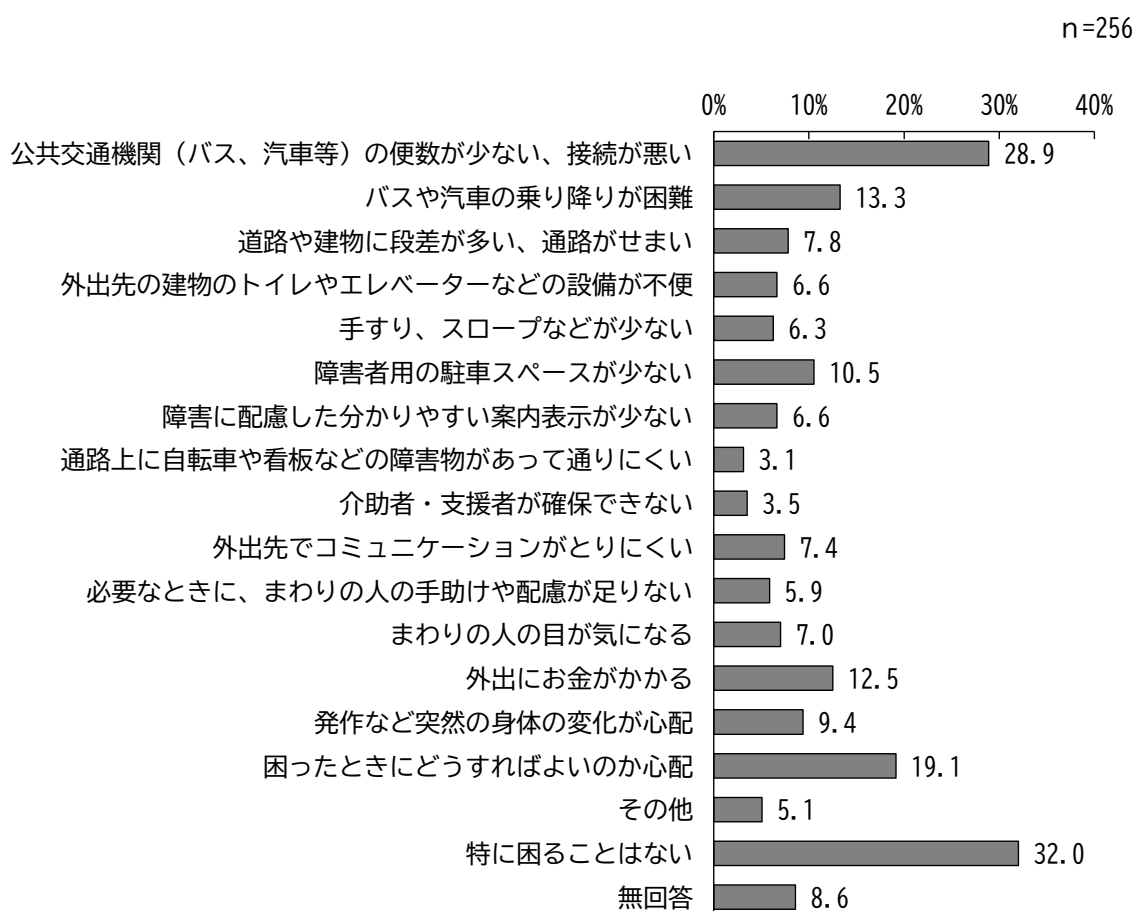
n=256



⑦外出するとき困ること

外出するとき困ることについては、「特に困ることはない」が 32.0%と最も高く、次いで「公共交通機関（バス、汽車等）の便数が少ない、接続が悪い」が 28.9%、「困ったときにどうすればよいのか心配」が 19.1%、「バスや汽車の乗り降りが困難」が 13.3%となっています。

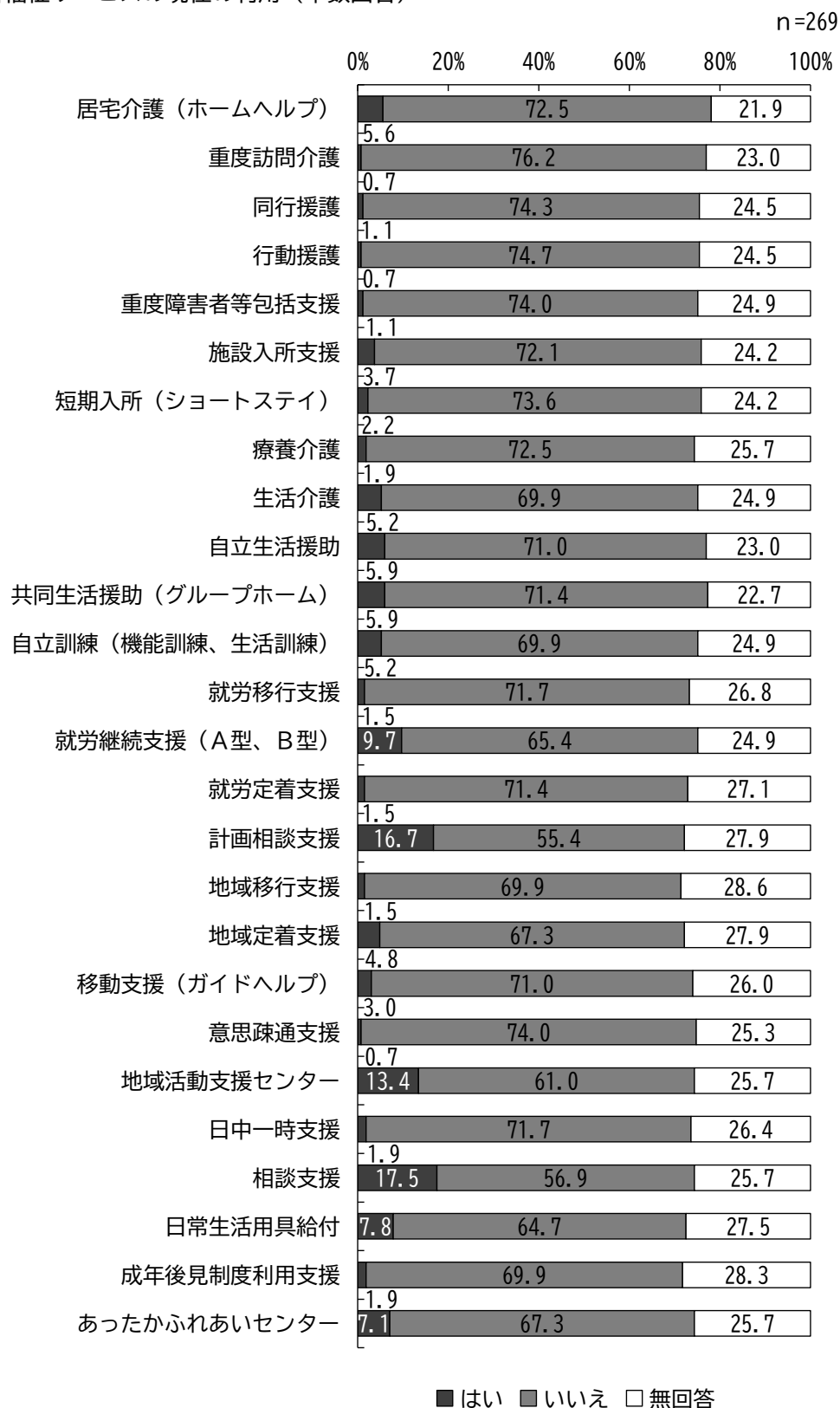
■外出するとき困ること（単数回答）



⑧障害福祉サービスの現在の利用

障害福祉サービスの現在の利用については、「はい」（利用している）は「相談支援」が17.5%と最も高く、次いで「計画相談支援」が16.7%、「地域活動支援センター」が13.4%、「就労継続支援（A型、B型）」が9.7%となっています。

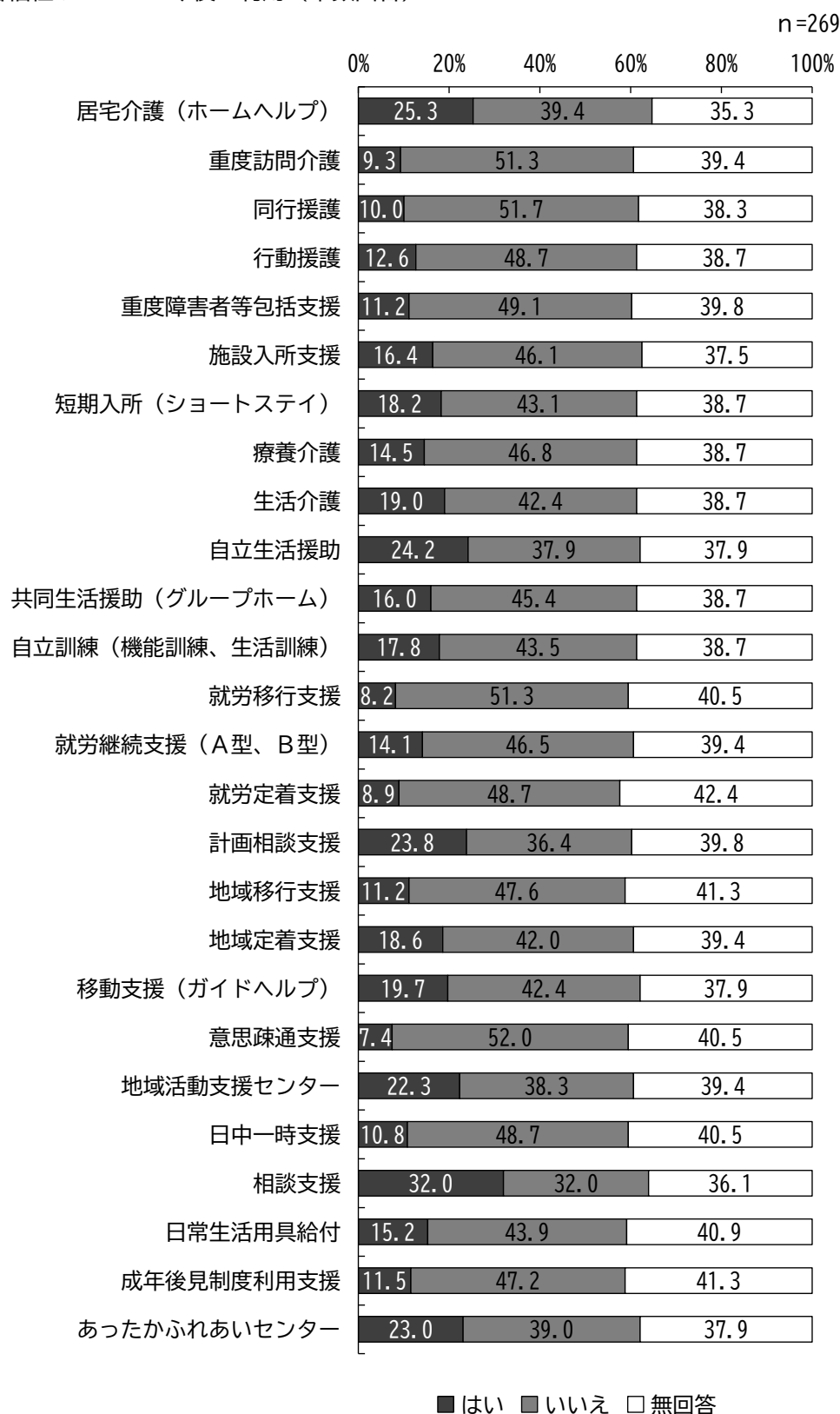
■障害福祉サービスの現在の利用（単数回答）



⑨障害福祉サービスの今後の利用

障害福祉サービスの今後の利用意向については、「はい」（利用したい）は「相談支援」が32.0%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が25.3%、「自立生活援助」が24.2%、「計画相談支援」が23.8%となっています。

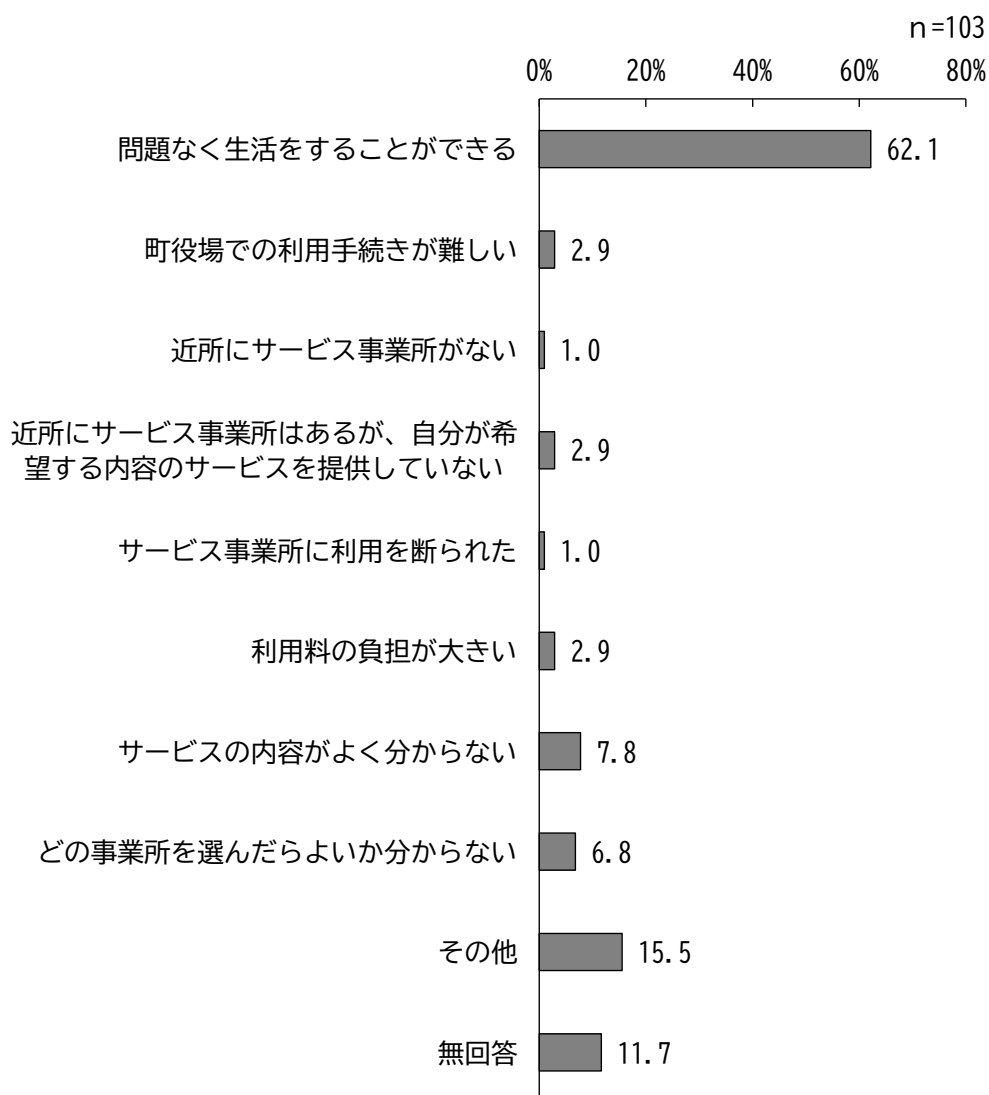
■障害福祉サービスの今後の利用（単数回答）



⑩支援サービスを利用しない理由

支援サービスを利用しない理由については、「問題なく生活することができる」が最も高く 62.1%、次いで「サービスの内容がよく分からない」が 7.8%、「どの事業所を選んだらよいか分からない」が 6.8%となっています。

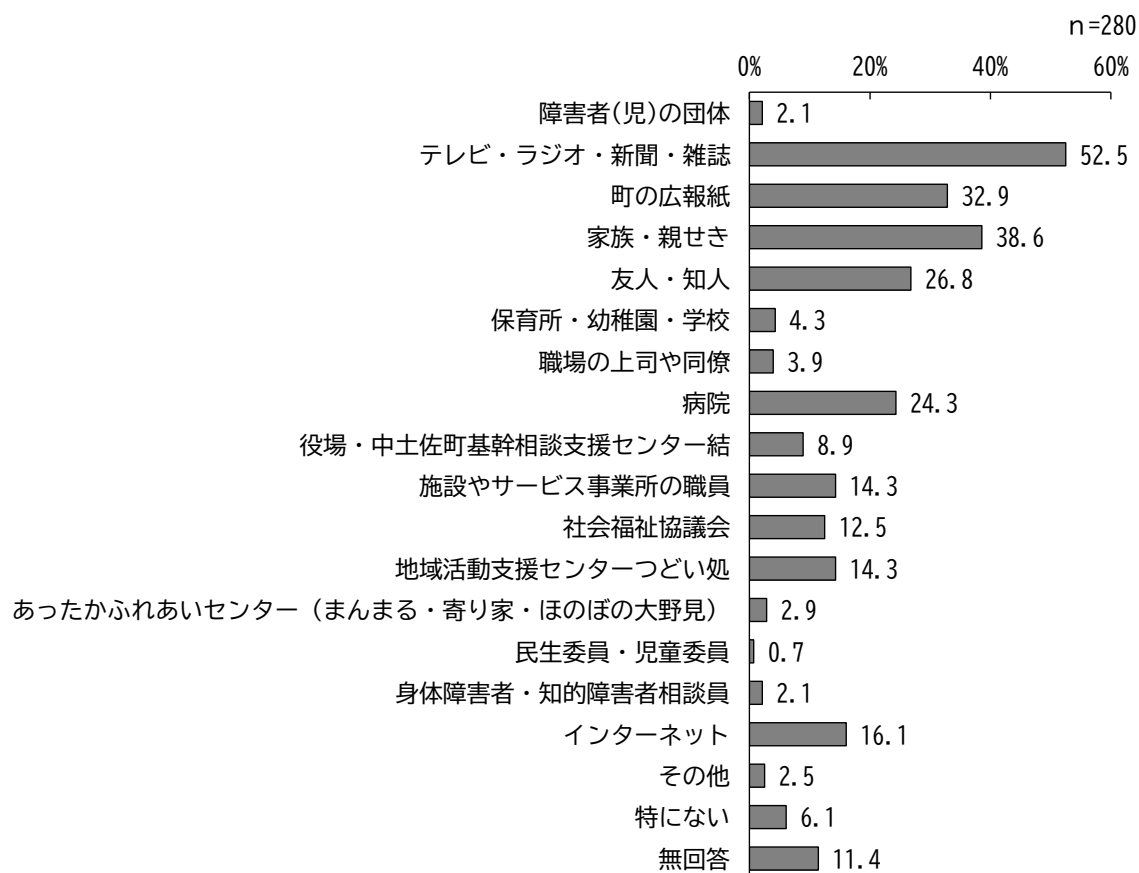
■支援サービスを利用しない理由（単数回答）



⑪生活する上で必要な情報の入手先

生活する上で必要な情報の入手先については「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が52.5%と最も高く、次いで「家族・親せき」の38.6%、「町の広報紙」の32.9%、「友人・知人」の26.8%となっています。

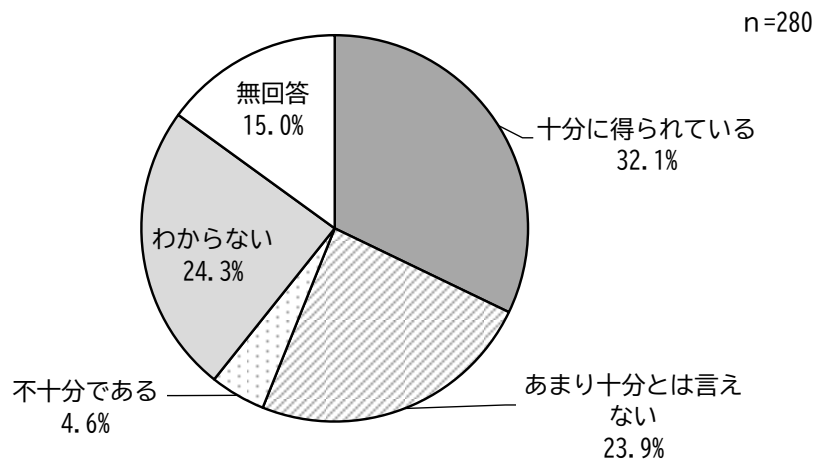
■生活する上で必要な情報の入手先（複数回答）



⑫必要な情報が十分得られているか

必要な情報が十分得られているかについては、「十分に得られている」が32.1%と最も高く、次いで「わからない」が24.3%、「あまり十分とは言えない」が23.9%、「不十分である」が4.6%となっています。

■必要な情報が十分得られているか（単数回答）



(3) アンケート結果からみえる課題

①情報提供・相談支援体制について

生活する上で必要な情報の入手先については、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌や広報誌、親族・友人が高く、役場や中土佐町基幹相談支援センター結は低くなっています。一方で、相談支援の現在の利用に比べて、今後の利用意向は10ポイント以上上回っています。また、障害福祉サービス等を利用していない理由については、サービスの内容がよく分からないという回答も見られ、生活する上で必要な情報を十分に得られていると感じているのは、約3割にとどまっています。

このため、障害のある人、個々の状況やニーズに応じて適切な支援が行えるよう、相談の場の整備・充実を図るとともに、支援につなげていけるよう関係機関等との連携体制を強化していくことが求められます。また、障害のある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができる情報提供を行っていく必要があります。

②外出しやすい環境づくりについて

現在、持ち家など、地域で暮らしている人が多く、買い物や医療機関への受診、通勤・通学・通所など、様々な目的で外出しています。外出時に困ることとして、公共交通機関の少なさ、困ったときにどうすればよいのか心配が多いほか、バスや汽車の乗り降りが困難、障害者用の駐車スペースが少ないことなどが比較的多くなっています。

このため、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、地域や関係団体等とも連携しながら、移動・交通対策を充実させていくことで、障害のある人を含め、誰もが社会参加しやすく、地域の中で生き生きと生活できる環境づくりを進めていくことが求められます。また、町民の障害への理解を促進し、幸せな暮らしを地域一体で築いていけるよう、地域で共に支え合えるまちづくりを進めていく必要があります。

③地域で暮らし続けられるサービス・支援の提供体制の整備・充実

現在、一緒に暮らしている人については、配偶者と親を合計すると6割を超えていて、近い将来の暮らし方についても、自宅などで、一人あるいは家族と一緒に暮らしたい人が7割を超えています。また、主に配偶者や親から援助、手助け等を受けている人が4割近くおり、主に援助、手助け等をしてきている人の年代は、60歳代以上が6割を超えています。

今後、障害のある人の加齢に伴い、日常生活における援助、手助け等の必要性は高まることうかがえますが、主に援助、手助け等に携わっている家族等の年齢も高くなり、こうした人たちの負担が大きくなることが予想されることから、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、必要としているサービスを適切に把握し、提供できるよう、サービス・支援の提供体制の整備・充実を図っていく必要があります。

(4) 障害福祉サービス事業所調査の概要

①調査の目的

本計画の策定に当たり、障害福祉サービス事業所が考える障害のある方を取り巻くサービスの現状や課題、今後の方向性などを把握し、今後の計画策定や障害福祉施策を進める際の参考とさせていただくため実施しました。

②調査対象事業所と調査時期、調査方法

●調査対象事業所：鯉乃國の萬屋

中土佐町相談支援事業所・中土佐町地域活動支援センターつどい処

中土佐町訪問介護事業所

多機能型事業所 STEP ONE

社会就労センター 山ももの家

就労継続支援多機能型事業所 しまんと創庫

障害者支援施設 梶原みどりの家

障害者支援施設 オイコニア

障害者支援施設 せせらぎ園

なちゅら

COMPASS発達支援センター須崎

通所支援ベルテール須崎園

●調査時期：令和5年9月15日～9月28日

●調査方法：郵送配布・回収

(5) 障害福祉サービス事業所調査結果の概要

①事業を行う上での課題や問題点

- ・利用者の高齢化、少子化。
- ・利用者の減少。一般就労や高齢化などにより利用者の減少は想定される一方で、新規利用者の見込みは希薄。
- ・職員が高齢化していくが、人材確保が困難。
- ・資格所有者の確保が困難。

②利用者が抱えておられる主な課題や問題

- ・両親が高齢になってきているという事もあり、親亡き後、頼れる親戚も少なく心配と
の聲が聞かれる。
- ・地元へ帰りたい、自宅で生活したいという思いがあっても、実際には近隣に施設がな
かったり、家族の意見には従うしかない、何も言えない思いがある。
- ・自転車・タクシー等で外出が出来ない方のサービス利用日以外の買い物。

③地域での障害者に対する支え合いや助け合いの活動を進めていくためにどのようなことが必要か

- ・近隣の市町村及び相談支援専門員による連携、情報共有など。
- ・「障害に対する」ではなく、障害があっても地域の支えあい活動には参加できる。障害あるなし関係なく支えあい活動が行えると良い。

④今後の福祉サービスの拡大、縮小、廃止の予定

■拡大予定

- ・利用者の増加により手狭になってきているため、補助金などにより施設拡大を考えている。

■縮小予定

- ・職員の高齢化、職員を募集しても応募がなく、人員不足により縮小せざるを得ない状況。
- ・入所者の減少、職員の減少あり。経営面から縮小に向け動いている。

■一部拡大、一部縮小予定

- ・単独の地域での運営は、人員確保が困難であるため、高幡圏域外で事業所を拡大することで、事業所同士のヘルプ等が可能になると考える。
- ・今後、人員不足によるサービス提供時間の短縮も念頭に置いている。

■予定なし

- ・今後もさらに利用人数が減っていけば、事業の縮小も視野に入れる必要がある。
- ・縮小する予定はないが、人材不足により、ならざるを得ない状況は考えられる。

⑤今後、特に望まれる福祉施策や福祉サービス

- ・まず、どんな施策やサービスがどこを通じてあるのかを分かりやすく利用者や施設等に伝えていくのが先決ではないかと思う。
- ・居宅介護など日常生活を支える福祉サービスの提供先の確保。
- ・利用者の家族の高齢化が進む中で、家族と同居している障害のある方が親亡き後に安心して暮らしていくためには、在宅支援（居宅介護等）が本人の希望に合わせて利用できる体制を作っていく必要がある。

第3章 中土佐町第7期障害福祉計画

1 基本的な考え方

障害の有無にかかわらず、全ての住民が社会を構成する一員として、相互に尊重し合いながら共生する社会、「ともに生きるまち」の実現を目指しています。本計画では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に関わる令和8年度までの数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

【基本指針の主なポイント】

障害福祉計画は、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえて策定することになっており、直近の障害保健福祉施策の動向を踏まえて基本指針は3年ごとに見直されています。第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に当たっての基本指針は下記のようになっています。

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援	重度障害者等への支援に係る記載の拡充 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化を踏まえた見直し
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 医療計画との連動制を踏まえた目標値の設定
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
「地域共生社会」の実現に向けた取り組み	社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
地域における相談支援体制の充実強化	基幹相談支援センターの設置等の推進 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
障害者等に対する虐待の防止	自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

発達障害者支援の一層の充実	ペアレントトレーニング等プログラム※1、※2実施者養成推進 発達障害者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
障害児のサービス提供体制の計画的な構築	障害発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
障害福祉サービスの質の確保	都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指針に追加
障害福祉人材の確保・定着	I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
より細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	障害福祉ＤＢの活用等による計画策定の推進 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
その他：地方分権提案に対する対応	計画期間の柔軟化 サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

○ペアレントプログラム※1

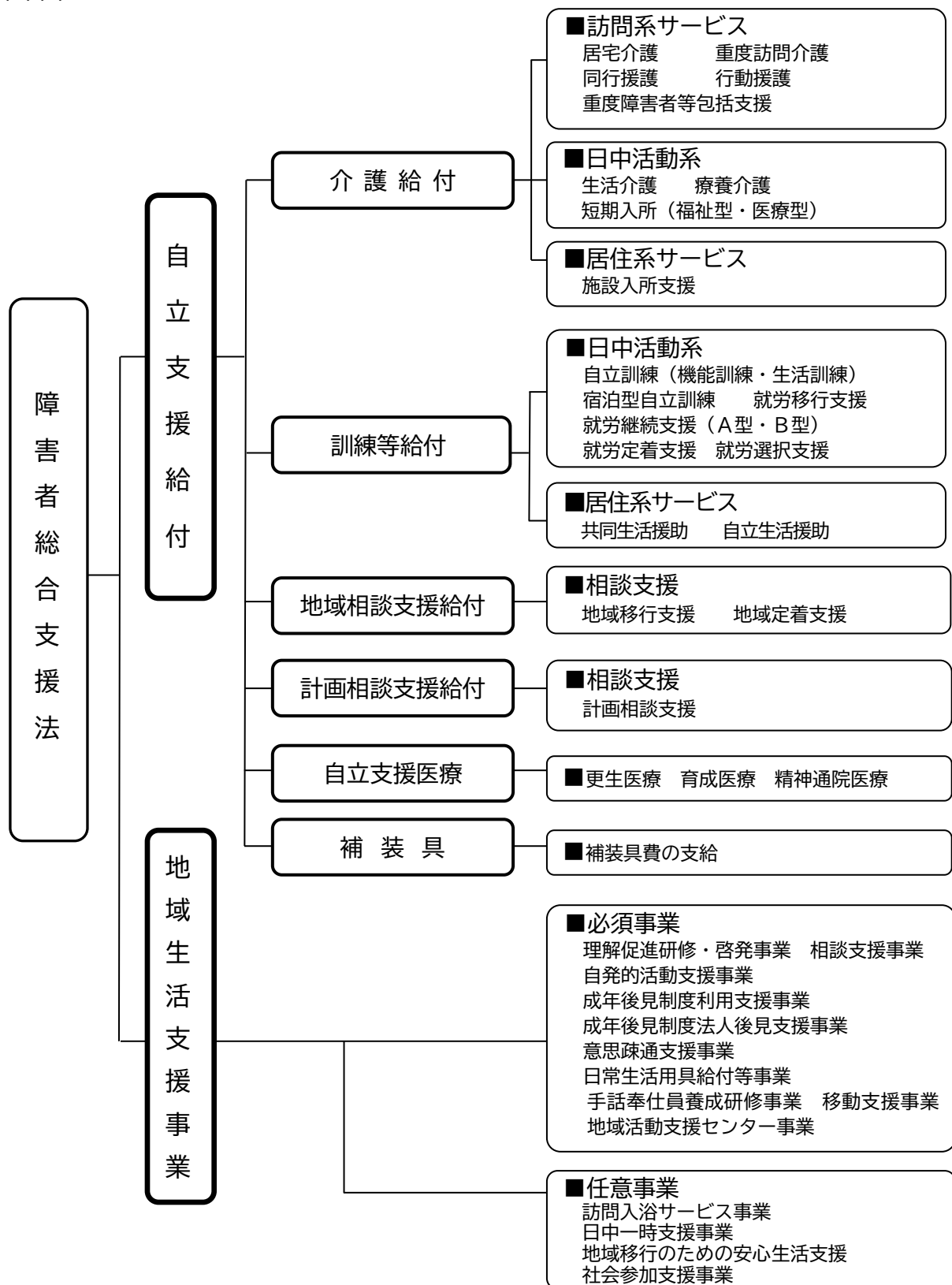
育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

○ペアレントトレーニング※2

保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムのこと。

2 障害福祉サービスと地域生活支援事業について

■体系図



3 第7期の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練サービス等を利用し、グループホームや自宅などに移行する者の数を見込むものです。

■第6期の実績

施設入所者数は減少していますが、亡くなられた方が大半を占めており、地域生活へ移行となった方はいませんでした。

	基準となる数値	第6期計画	
		目標値	実績見込み
地域移行者	18人	0人	0人
	令和元年度末時点 施設入所者数	令和5年度末までに 地域移行する人の数	
施設入所者数	18人	0人	14人
	令和元年度末時点 施設入所者数	令和5年度末の 施設入所者数	

■第7期の目標

国の基本指針に基づき目標値を設定します。本町の令和5年度末時点の施設入所者数は14人です。地域生活への移行は、引き続き地域生活への移行支援を続け、対象者の状況に応じた円滑移行を図ります。また、施設入所者の削減見込みは、入所待機者がいること等を踏まえ、施設入所者を現状の水準で維持することを目標とします。

【施設入所者目標値と地域移行者数目標値】

項 目	数 値	考え方
令和4年度末時点の 施設入所者数	14人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末時点の 施設入所者数	14人	令和8年度末時点の施設入所者数 14人×95%（5%減）＝14人
【目標値】 施設入所者数の削減見込と 削減割合	0人	差引減少数と削減割合
	0%	
【目標値】 令和8年度末までの地域生 活移行者数と割合	0人	施設入所からグループホーム等に移行する 人数
	0%	

国の基本指針

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上移行
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、本町において保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すものです。

■第6期の実績

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの間が設置され、医療機関、福祉関係者（中土佐町社会福祉協議会地域福祉担当・障害担当）、須崎福祉保健所が参加し、地域包括ケアシステム構築に向けて地域課題の取り組みについて検討しています。

【目標】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの間を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【実績】1 か所設置

■第7期の目標

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの間を活用し、医療機関、福祉関係者、須崎福祉保健所が参加し、地域包括ケアシステム構築に向けて、アルコール依存症の啓発などの地域課題に取り組みます。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催	3回	3回	3回

国の基本指針

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30（2018）年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- ・令和8（2026）年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2（2020）年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- ・精神病床における退院率については、平成30（2018）年度の上位10%の都道府県が達成している値、3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住生活のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

■第6期の実績

高幡圏域で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、緊急時・通常時受入れに対する体制整備を行っています。

【目標】 地域生活支援拠点等の整備について、令和5年度末までに1か所設置する。

【実績】 未設置

地域生活支援拠点等の整備に向けて、体験の機会や場については、令和3年4月に町内のゲストハウスでの一人暮らしの宿泊体験の費用助成の整備をした。緊急時の受入れについては、施設に確認したが緊急時・通常時の受入れの協力が難しい現状があり、整備途中である。

■第7期の目標

居住生活のための機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）について、多面的に地域生活支援拠点等の体制整備を行います。

項 目	目 標
地域生活支援拠点等の整備体制	面的整備
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	状況や支援ニーズの把握及び関係機関の連携による支援体制の整備に向けた検討を行う

国の基本指針

- ・令和8（2026）年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村の共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8（2026）年度末までに、強度行動障害を有するものに関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設を退所し、就労移行支援事業所等を通じて、企業等に就職した人や在宅で就労した人(農林漁業や家業への従事を含む)及び自ら起業した人等について見込むものです。

■第6期の実績

令和5年度に就労継続支援B型事業所から一般就労へ1人の方が移行しましたが、目標値3人を達成できない見込みになっています。

項 目	目標値
令和5年度に 一般就労への移行者数	3人 (0人)
令和5年度に 就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行した人数	0人 (0人)
令和5年度に 就労継続支援A型利用者から一般就労へ移行した人数	0人 (0人)
令和5年度に 就労継続支援B型利用者から一般就労へ移行した人数	3人 (0人)
令和5年度に 就労定着支援事業利用者数	0人 (0人)

※ () 内は令和3年度の数値

■第7期の目標

本町の福祉施設から一般就労への移行者数は、これまでの実情を踏まえ、令和8年度の移行者数は1人を目標とし、障害者就業・生活支援センターとも連携します。

就労移行支援事業、就労継続支援事業所A型は令和8年度に一般就労への移行はなしと見込んでいます。

就労継続支援B型事業所の利用者と、令和3年度に一般就労へ移行した人は0人でしたが、令和4年度に1人、令和5年度に1人、一般就労へ移行した方がいたため、1人を目標値とします。

就労定着支援事業は令和8年度の利用はなしと見込んでいます。

【一般就労への移行者数目標値と就労移行支援事業利用者数目標値】

項 目	目標値
令和８年度に 一般就労への移行者数	１人
令和８年度に 就労移行支援事業利用者から一般就労へ移行した人数	０人
令和８年度に 就労継続支援Ａ型利用者から一般就労へ移行した人数	０人
令和８年度に 就労継続支援Ｂ型利用者から一般就労へ移行した人数	１人
令和８年度に 就労定着支援事業利用者数	０人

国の基本指針

- ・一般就労への移行者数　：令和３年度の１.２８倍以上
- ・就労移行支援事業利用者から一般就労への移行者数：令和３年度の１.３１倍以上
- ・就労継続支援Ａ型利用者から一般就労への移行者数：令和３年度の１.２９倍以上
- ・就労継続支援Ｂ型利用者から一般就労への移行者数：令和３年度の１.２８倍以上
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数については、令和８年度末の利用者数を令和３年度末の１.４１倍以上とすることを基本とする。
- ・就労定着率については、令和８年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合を２割５分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠です。そのために、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等の強化・充実に向けた目標とします。

■第6期の実績

令和4年度に基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所と連携し、対象者の課題やニーズ把握に努め、中土佐町権利擁護支援センター等から、個別事例における専門的な指導及び助言を受けました。また、こどもセンターや地域包括支援センターと連携した個別支援の対応や、個別事例から出たニーズや課題をもとに自立支援協議会の各専門部会で課題検討につなげてきました。

■第7期の目標

令和4年度に設置した基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化に努めます。

自立支援協議会の相談支援部会等で個別事例について検討し、ニーズの把握や対象者の課題を通じて見えた地域課題の解決に取り組みます。

国の基本指針

- ・令和8（2026）年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、これからの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を目標とします。

■第6期の実績

高知県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修に積極的に参加しています。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を必要に応じて事業所等に連絡し共有を行っています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	有	有	有

■第7期の目標

県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有により障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有

国の基本指針

- ・令和8（2026）年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

4 障害福祉サービスの実績と見込み

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人が対象です。居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害のため、移動に著しい困難を有する人が対象です。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする人が対象です。行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある人、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する人が対象です。居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

■第6期実績と課題

見込み量に対し、各年度の実績は少ない件数で推移しています。

65歳を迎える方には対象者に合ったサービスの利用ができるように介護部門と連携して進めており、65歳以上でも対象者によっては継続して障害福祉サービスを利用している方もいます。

また、サービスの利用を希望していましたが、ヘルパー不足により利用ができなかったケースもあったことから、ニーズに対する人員不足が課題となっています。

【訪問系サービス実績値】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包 括支援	見込	14	177	14	177	14	177
	実績	13	72	12	70	13	70

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

利用者が65歳以上になっても継続利用が見込まれます。生活の自立により単身生活又は施設から在宅生活への移行により、新たにサービス利用が見込まれる方もいます。

【訪問系サービス見込】

項 目		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
居宅介護		15	90	15	90	15	90
重度訪問介護		0	0	0	0	0	0
同行援護		4	103	4	103	4	103
行動援護		0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

- 計画相談を通じ、利用者の意向を把握しながら、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。
- 町内及び近隣市町村でサービス提供事業所が確保できるよう、適切な予算措置を行います。

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害や難病を有する方などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害や精神障害を有する方が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、又は同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する方に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	令和7年に開始される予定で、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所(宿泊)するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。
-------------------	--

■第6期の実績と課題

生活介護については施設入所待機者を見込んでいましたが、利用にいたらなかったため見込値より少ない数値で推移しています。

自立訓練(機能訓練)については、急性期病院への入院から自立した生活を送るための訓練を継続したことにより、令和4年度から実績があります。

就労移行支援については圏域に事業所がなく、利用に繋がっていません。

就労定着支援については実績なしでした。

就労継続支援については見込み量と同等の実績がありましたが、今後、利用者の減少や高齢化、支援員の不足等が課題となっています。

療養介護については、新たな利用者はおらず、計画値どおりの実績値となっています。

短期入所については、令和3年度、令和4年度の3月実績はないものの、年間1人程の利用実績があります。

【日中活動系サービス実績値】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	見込	20	447	20	447	20	447
	実績	17	328	16	303	16	282
自立訓練 (機能訓練)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	1	22	1	20
自立訓練 (生活訓練)	見込	2	44	2	44	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	見込	3	66	1	22	1	22
	実績	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	見込	1	22	1	22	1	22
	実績	2	43	2	44	2	42
就労継続支援 (B型)	見込	47	876	48	919	49	875
	実績	44	779	47	865	50	825
就労定着支援	見込	0	0	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0
療養介護	見込	2		2		2	
	実績	2		2		2	

短期入所 (ショートステイ)	見込	2	14	2	14	2	14
	実績	0	0	0	0	1	4

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方策

生活介護は、新たに施設へ入所する方や、高齢障害者の介護保険サービスへの移行を見込んでいます。

自立訓練は、令和5年度利用中の方の継続利用を見込んでいます。

就労移行支援は、特別支援学校高等部の卒業に伴う利用を見込んでいます。

新たに創設される就労選択支援は令和8年度に1人の利用を見込みます。

就労継続支援は、B型を新たに利用される方や、一般就労への移行を見込んでいます。

療養介護は、現状の利用実績と変化はないと見込んでいます。

短期入所（ショートステイ）は、利用実績に加え、新たに1人の利用を見込んでいます。

【日中活動系サービス見込】

項 目	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	19	370	19	370	19	370
自立訓練（機能訓練）	1	22	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0	0	0
就労選択支援			0		1	
就労移行支援	0	0	1	22	0	0
就労継続支援（A型）	2	44	2	44	2	44
就労継続支援（B型）	51	1,006	50	1,012	50	1,012
就労定着支援	0	0	0	0	0	0
療養介護	2		2		2	
短期入所（ショートステイ）	2	24	2	24	2	24

（確保の方策）

○町内には自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援、療養介護の事業所がありませんが、需要に応じたサービスを提供するため、県内の事業所と連携し、サービスの提供体制確保を図ります。

○相談支援事業所、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携強化を図り、就労に向けての支援を行います。

○新たに創設される就労選択支援のサービス提供事業所の確保及びサービス内容の周知と利用ニーズの把握に努めます。

- 中土佐町障害者優先調達推進方針に基づき、障害者支援施設等からの物品等の調達に努めます。
- 制度やサービスの周知に努めます。

(3) 居住系サービス

■サービス内容

自立生活援助	集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害により単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■第6期実績と課題

自立生活援助の利用実績はありませんでした。

本町内には共同生活援助（グループホーム）がないため、利用者は近隣市町や高知市の共同生活援助（グループホーム）に入居しています。施設入所支援は、新たに入居を希望する場合、空床が無い場合入居を希望しても待機が必要であり、利用希望とサービス提供が結びつくまでに時間を要するケースが多いことが課題となっています。

【居住系サービス実績値】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	見込	3	1	0
	実績	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込	21	21	21
	実績	21	19	19
施設入所支援	見込	18	18	18
	実績	15	14	14

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

共同生活援助（グループホーム）については、現状の状況に大きな変化がないと見込んでいます。

施設入所支援については、精神科病院からの移行者及び利用待機者を見込んでいます。

【居住系サービス見込】

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	22	22	22
施設入所支援	17	16	14

（確保の方策）

○本町内には、共同生活援助施設はなく、利用者は町外にある施設を利用しています。

近隣市町の協力を得ながら、引き続きサービスの確保に努めます。

○本人の希望や障害支援区分に応じたサービスが受けられるよう、また親の高齢化や親亡き後の課題等、個々のケースに応じた障害者の居住の場の確保に努めます。

○施設入所については、現在の入所者や待機者の状況を把握し、入所の必要性を見極めながら、適切な時期に本人の状態に応じた施設が利用できるように努めます。

○制度やサービスの周知に努めます。

(4) 相談支援

■サービス内容

計画相談支援	障害のある人に適切な保健、医療、福祉等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行うとともに、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	施設に入所している人や精神科病院に入院している人等に、地域生活へ移行するための相談や必要な支援等を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある人と常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際には、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

■第6期実績と課題

計画相談支援は、利用者の身近な場所にある相談支援事業所がサービス等利用計画の作成を行っており、対象者に合ったきめ細やかな支援を行っています。今後も対象者のニーズに応じた対応をしていくためには、安定した相談支援専門員の確保が必要です。

地域移行支援では、施設からの退所を見込んでいましたが、サービス利用には至らず、実績はなしとなっています。本町では精神科病院に長期入院している方への実態把握と生活支援に取り組んでおりますが、地域移行支援・地域定着支援のサービス利用には至っていません。

【相談支援実績値】

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	見込	35	36	36
	実績	29	29	34
地域移行支援	見込	2	1	0
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	0	0	1
	実績	0	0	0

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

計画相談支援は、今後のサービスの新規利用者を見込んでいます。

【相談支援見込】

項 目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	実人数(人/月)	実人数(人/月)	実人数(人/月)
計画相談支援	35	35	35
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

(確保の方策)

- 障害者が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる支援体制づくりに努めます。
- 必要な障害福祉サービスの利用が滞ることがないように、相談支援事業所の確保に努めます。
- 相談支援の質の向上を図るため、今後も人材育成に努めます。

5 地域生活支援事業の実績と見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業【必須】

■事業内容

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

■第6期実績と課題

普及啓発事業として、地域活動支援センターつどい処が開催する障害者に対する理解を深めるためのイベントや啓発活動への支援を行っていますが、別事業の予算で行っているため、実績値としては「無」となっています。今後も、地域住民等が障害のある人への理解を深め、障害福祉が充実するよう啓発活動等に努めます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修 ・啓発事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実施有無	実施有無	実施有無
理解促進研修・啓発事業		有	有	有

○町の広報誌や地域活動支援センターつどい処の発行物等を活用し、障害の理解に向けた啓発を図ります。

○「障害者の日^{※1}」、「障害者週間^{※2}」など地域住民が障害者問題に関心を持ちやすい時期に、広報への掲載や研修会の開催等に努めます。

○障害者の日^{※1}

1975年12月9日国際連合の第30回総会において障害者の権利に関する決議が採択された日のこと。

○障害者週間^{※2}

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるため、「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして、毎年12月3日から12月9日までの1週間のこと。

(2) 自発的活動支援事業【必須】

■事業内容

障害者やその家族、地域住民などが地域で自発的に行う活動（ピアサポート※1、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■第6期実績と課題

地域活動支援センターつどい処が社会福祉協議会や住民などと連携し避難訓練の実施や、つどい処の利用者で清掃活動や障害の普及啓発などを行っていますが、別事業の予算で行っているため、実績値としては「無」となっています。今後も、地域での活動が充実するよう啓発活動等に努めます。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自発的活動支援事業	実施 有無	見込	有	有	有
		実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自発的支援活動事業	実施有無	有	有	有

○地域活動支援センターと連携し活動を支援します。

○地域住民への制度の周知に努めます。

○ピアサポート※1

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。

(3) 相談支援事業【必須】

■事業内容

①基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

②住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害者などに入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して、関係機関から必要な支援を受けられるように調整を行います。

■第6期実績と課題

基幹相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組みは、中土佐町障害者地域自立支援協議会の相談支援部会において検討しながら実施し、総合的・専門的な相談支援の実施については、中土佐町権利擁護支援センター等と連携して取り組んでいます。住宅入居等支援事業は、24時間体制で対応できる体制整備は本町の現状では難しく、実績はありません。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	見込	無	無	無
		実績	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	見込	有	有	有
		実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有

○基幹相談支援センターの業務内容とされている相談支援体制の強化の取り組み等については、中土佐町障害者地域自立支援協議会の相談支援部会等において、総合的・専門的な相談支援の実施については、中土佐町権利擁護支援センター等との連携により行っています。

○一般住宅への入居に際し支援が必要な障害者に対し、相談支援事業者等による住宅入居等支援事業の活用が進むよう支援します。

(4) 成年後見制度利用支援事業【必須】

■事業内容

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度^{※1}を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

■第6期実績と課題

令和3年度、令和4年度に成年後見制度利用支援事業の利用が1件ありました。引き続き権利擁護支援センターと連携し、制度の利用促進を図る必要があります。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業	見込	1	1	1
	実績	1	1	0

※令和5年度の実績の数値は、4月から9月の値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実利用者数 (人)	実利用者数 (人)	実利用者数 (人)
成年後見制度利用支援事業		1	1	1

○中核機関である権利擁護支援センターと連携し、対象者・住民・関係者への適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進を図ります。

○成年後見制度の利用が必要な対象者が、利用ができるよう予算措置を行います。

○成年後見制度^{※1}

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人などを法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須】

■事業内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

■第6期実績と課題

中土佐町内では、後見業務を受任できる専門職が少なく、制度利用を必要とする障害者が必要な支援を受けることができる体制を整える必要があります。本町では、平成29年度から中土佐町社会福祉協議会が受任を開始していますが、この事業の事業費を活用していないため実績は「無」となっています。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見 支援事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有

○権利擁護支援センターと連携し、法人後見団体や市民後見人の養成等に必要な支援体制を検討します。また、法人後見を進めるに当たり、必要に応じてこの事業の活用を検討します。

(6) 意思疎通支援事業【必須】

■事業内容

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

②手話通訳者設置事業

■第6期実績と課題

必要に応じ、手話通訳や要約筆記の派遣について県への委託により実施しますが、利用には至っていません。対象者への利用に関する情報提供が不十分であることが考えられます。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無
手話通訳者設置事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実施の有無	実施の有無	実施の有無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		有	有	有
手話通訳者設置事業		有	有	有

○手話通訳者や要約筆記の派遣について、高知県への委託により実施します。

○必要に応じ、手話通訳者を町役場窓口に設置します。

○利用に関する情報提供に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業【必須】

■事業内容

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

■第6期実績と課題

継続的に用具を必要とする排泄管理支援用具が利用実績の大凡を占めており、今後もこの状況が続くと見込まれます。その他の項目の用具は、利用が少ない状況が続いており、対象者への利用に関する周知が不十分であることも考えられます。今後も、福祉用具等に関する情報の収集・周知をする必要があり、様々なニーズに応じて給付品目の追加等見直しが必要です。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込	1	1	1
	実績	0	0	0
自立生活支援用具	見込	2	2	2
	実績	8	0	0
在宅療養等支援用具	見込	2	2	2
	実績	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	見込	4	4	4
	実績	4	5	1
排泄管理支援用具	見込	175	175	175
	実績	240	221	121
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込	1	1	1
	実績	0	0	0

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
日常生活用具給付等事業	見込	185	185	185
	実績	252	226	122

※令和5年度の実績値は、令和5年4月～9月までの値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	見込	1	1	1
自立生活支援用具	見込	5	5	5
在宅療養等支援用具	見込	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	見込	5	5	5
排泄管理支援用具	見込	220	220	220
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	見込	1	1	1

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)	利用件数 (件/年)
日常生活用具給付等事業	見込	234	234	234

○福祉用具等に関する情報の収集・周知徹底を行なうとともに、適切な予算措置に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業【必須】

■事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

■第6期実績と課題

参加ニーズが見込めず町単独での開催が困難であるため、圏域での合同開催について近隣市町とともに検討を行ってきましたが、実施には至っていません。

項 目		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業	見込	有	有	有
	実績	無	無	無

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)	利用者数 (件/年)
手話奉仕員養成研修事業		有	有	有

○参加ニーズを把握するとともに、近隣市町と連携し、手話奉仕員養成研修の開催に努めます。

(9) 移動支援事業【必須】

■事業内容

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

■第6期実績と課題

実利用者人数は見込みと同等の人数となっていますが、延利用時間は見込みより少なくなっています。要因として、新型コロナウイルス感染拡大の影響が考えられ、支給決定量と比較しても利用実績が少ない状況です。利用する地域によっては、町内のヘルパー人員不足等により、希望の日時の利用が難しいという課題もあります。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動支援事業	実利用者数 (人)	見込	2	3	3
		実績	3	4	3
	延利用時間 (時間/年)	見込	50	55	60
		実績	21	55	34

※令和5年度の実績値は、令和5年4月～9月までの値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
移動支援事業	実利用者数 (人)	4	4	4
	延利用時間 (時間/年)	55	60	65

○ニーズの把握に努めるとともに、事業に関する情報提供に努めます。

○障害者手帳の交付時に、窓口での適正な説明に努めます。

○希望の日時に利用ができるよう町外のサービス提供事業所の活用に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業【必須】

■事業内容

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。機能別にⅠ～Ⅲ型があります。

■第6期実績と課題

本町にある地域活動支援センターつどい処はⅠ型です。継続した利用者が多く、利用者数は平成24年度の開所時より増加傾向で推移しています。

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域活動支援 センター（Ⅰ型）※1	実施箇所数 （か所）	見込	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用者数 （人）	見込	80	80	80
		実績	70	72	71
地域活動支援 センター（Ⅱ型）※2	実施箇所数 （か所）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数 （人）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
地域活動支援 センター（Ⅲ型）※3	実施箇所数 （か所）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
	実利用者数 （人）	見込	0	0	0
		実績	0	0	0

※令和5年度Ⅰ型の実利用者数実績の値は、令和5年4月～9月の値です。

○地域活動支援センター（Ⅰ型）※1

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施する施設。

○地域活動支援センター（Ⅱ型）※2

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する施設。

○地域活動支援センター（Ⅲ型）※3

地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を5年以上有している等の条件を満たす事業者がサービスを実施する施設。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域活動支援 センター（I型）	実施箇所数（か所）	1	1	1
	実利用者数（人）	80	80	80

○地域活動支援センターつどい処（I型）が、適切な運営が行えるよう、事業評価を行い、適切な予算措置を行います。

○適切な利用のための情報提供に努めます。

(11) 任意事業

■事業内容

町が自主的に取り組む事業として、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施します。

①訪問入浴サービス事業	居宅での入浴が困難な在宅の重度障害のある人の居宅を訪問し入浴介護を行います。
②日中一時支援事業	障害者の日中活動の場を確保し、介護者の一時的な休息を目的として実施します。
③地域移行のための安心生活支援	障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう、地域生活への移行や定着のための支援体制を整備するものです。 ・居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊） 緊急一時的な宿泊や、地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保するものです。
④社会参加支援事業	・声の広報等発行事業 視覚障害者に「広報なかとさ」を音訳等分かりやすい方法で提供します。 ・自動車運転免許取得・改造助成事業 障害者の自動車運転免許の取得及び身体障害者の自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■第6期実績と課題

サービスが適切に利用できるよう情報提供が必要です。

本町内に日中一時支援事業所がないため、近隣市町の事業所を利用していますが、利用者が減少したことにより、実人数、実施箇所ともに見込みを下回っている状況です。

訪問入浴サービスについては、利用希望があったため平成30年度より事業を開始し、現在数値は横ばいの状況です。

地域移行の体験の場の確保として、ゲストハウスの利用を整備しましたが、利用には至っていません。精神科病院に長期入院中の方を訪問し、本人が望む生活やニーズを把握し、病院と連携しながら対応しています。自動車運転免許の取得や、自動車の改造は必要に応じて対応しています。

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)
訪問入浴サービス	見込	1		1		1	
	実績	1		1		1	
日中一時支援事業	見込	3	2	3	2	3	2
	実績	2	1	2	1	2	1
地域移行のための安心生活支援	見込	1		1		1	
	実績	0		0		0	
社会参加支援事業	見込	1		1		1	
	実績	0		1		1	

※令和5年度の実績値は、令和5年4月～9月までの値です。

■第7期サービスの見込量の定め方と方針

項 目		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
		実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)	実人数 (人/年)	実施箇所 (か所)
訪問入浴サービス		1		1		1	
日中一時支援事業		2	1	2	1	2	1
地域移行のための安心生活支援		1		1		1	
社会参加支援事業		1		1		1	

○ニーズの把握やサービス内容に関する情報提供に努めます。

○障害者手帳の取得時に適切な説明に努めます。

○適切な運営ができるよう予算措置を行います。

○精神科病院に長期入院中の方や、施設入所中の方の状況を把握し、本人が望む生活が送ることができるよう支援します。

第4章 中土佐町第3期障害児福祉計画

1 基本的な考え方

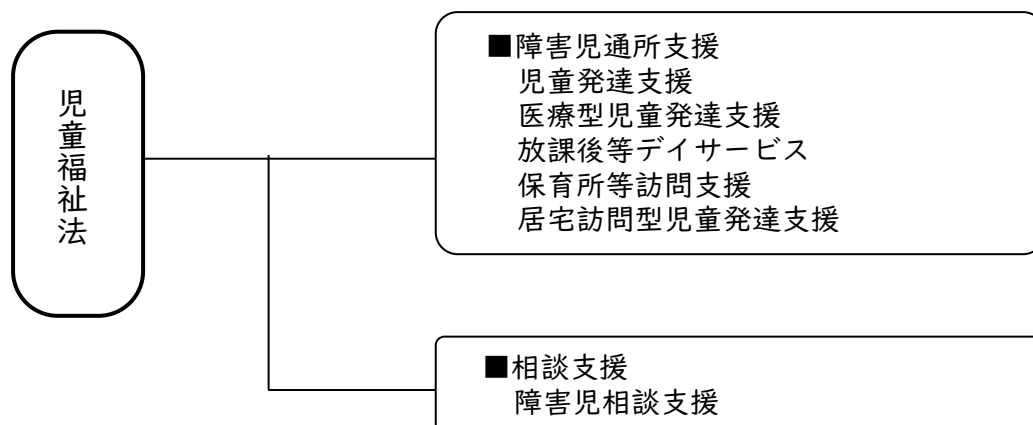
障害の有無にかかわらず、人は皆、社会を構成する一員としてお互いに支え合う存在であるという考えのもと、障害のある子どもを笑顔で社会に送り出すために、個々の状態に応じて、学校や各種の障害児福祉サービスを選択できるようにすることが求められます。そのため、県と連携し、障害児福祉サービス提供体制を構築し、適切な療育等のサービスを提供することを目的とします。

【障害児福祉サービスの提供の確保に関する基本的な考え方】

- 児童発達支援センターの設置
- 児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの体制構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための協議の場を設置するとともに医療的ケア児に関するコーディネーターの配置【追加】

2 障害児福祉サービス

■体系図



3 第3期の目標

(1) 児童発達支援センター※¹の設置

■内容

児童発達支援事業とは、地域の障害のある子どもに通所してもらい、日常生活における基本的動作のアドバイスや支援、および自活に必要な知識や技能の提供や集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

児童発達支援センターには、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に対し、支援内容等への助言・援助等を行う機能）③地域のインクルージョン※²推進の中核機能 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能の4つの中核機能を果たすことが求められています。

■第2期の実績

圏域に実施している事業所がなく、個々の状態にあったサービスが身近で受けられる環境がないことが課題です。

令和元年12月から令和3年8月まで、高幡管内の市町の担当者が集まり、高幡管内児童発達支援センター設置に向けた検討会を実施しましたが、高幡圏域での設置には至っていません。今後は高幡圏域の状況を情報収集し、検討する必要があります。

【目標】高幡圏域での児童発達支援センター設置に向けた協議の中で検討

【実績】未設置

■第3期の目標

高幡圏域の状況について情報収集を行いながら、児童発達支援センター設置の必要性について検討していきます。

項 目	数 値	目 標
児童発達支援センターの設置数	1 か所	高幡圏域での状況を踏まえ、設置の必要性を検討

国の基本指針

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

○児童発達支援センター※¹

対象児は障害のある児童（児童福祉法では18歳未満の者を児童という）。

○インクルージョン※²

障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対する地域社会への参加・包容の促進等。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制構築

■内容

障害のある子どもが通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います。個々の心身の状況や置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導を行うことができます。

■第2期の実績

須崎市内の事業所1か所が保育所等訪問支援を提供できるようになり、令和5年9月現在で、2人が利用しています。個々の状態にあったサービスを身近で受けられるためには、今後も環境を整えていく必要があります。

【目標】 高幡圏域での児童発達支援センター設置に向けた協議の中で検討

【実績】 1か所

■第3期の目標

高幡圏域の状況について情報収集を行いながら、保育所等訪問支援の確保もしくは同機能をもった児童発達支援センター設置の必要性について検討していきます。

項 目	数 値	目 標
保育所等訪問支援の体制 (設置数)	1か所	高幡圏域での状況を踏まえ、設置の必要性を検討

国の基本指針

- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等を活用しながら、令和8（2026）年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保

■内容

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害といい、その状態の児を重症心身障害児といいます。

放課後等デイサービスとは、就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後または休業日に学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る施設です。(児童発達支援事業については P63 を参照)

■第2期の実績

圏域に実施している事業所がなく、身近でサービスを受けられる環境がないことが課題です。

【目標】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 高幡圏域で1か所設置

【実績】 未設置

【目標】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 高幡圏域で1か所設置

【実績】 未設置

■第3期の目標

高幡圏域の状況について情報収集を行いながら、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの確保もしくは同機能をもった児童発達支援センター設置の必要性について検討していきます。

項 目	数 値	目 標
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所の設置数	1 か所	高幡圏域での状況を踏まえ、設置の必要性を検討
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所	高幡圏域での状況を踏まえ、設置の必要性を検討

国の基本指針

- ・令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置とともにコーディネーター配置

■内容

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■第2期の実績

コーディネーター養成研修を町保健師1人、指定相談支援事業所相談員2人が受講しています。医療的ケア児の状態や課題に合わせて個別支援が実施できるようコーディネーターの活動内容を検討していくことが今後必要です。

【目標】 医療的ケア児支援のための協議の場

【実績】 1 か所

【目標】 医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置

【実績】 1 人

■第3期の目標

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を今後も活用し、医療的ケアが必要な子どもに対し連携して支援ができるよう体制を構築していきます。また、医療的ケア児の状況や課題に合わせて個別支援が実施できるよう、コーディネーターの活動内容を検討していきます。

項 目	数 値	目 標
医療的ケア児支援のための協議の場	1 か所	町内で 1 か所設置（必要に応じて、関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける）
医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1 人	町で配置

国の基本指針

- ・令和8（2026）年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

4 障害児福祉サービスの実績と見込み

(1) 障害児通所支援

■サービス内容

児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

■第2期障害児福祉計画の実績と課題

児童発達支援については、須崎市内の事業所1か所が児童発達支援を提供できるようになり、利用につながっていると考えられます。

放課後等デイサービスは町外の事業所を利用していますが、事業所による送迎が難しい場合は利用しづらい、利用者が増えたことで保護者の希望の利用日数が確保しにくい、という課題があります。

【障害児通所支援実績値】

項 目		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童 発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	2	24	4	28
医療型 児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	見込	5	69	5	69	5	69
	実績	7	54	9	69	10	71
保育所等 訪問支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第3期サービスの見込量の定め方と方針

児童発達支援、保育所等訪問支援については、現在、利用中の方と新しく利用が見込まれる方を見込んでいます。

放課後等デイサービスは、今後、就学にあたり利用者の増加を見込んでいます。

【障害児通所支援見込】

項 目		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
		実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
児童発達支援		10	65	8	40	4	20
医療型児童発達支援		0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス		12	116	13	126	17	146
保育所等訪問支援		12	12	12	12	12	12
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0	0	0

(確保の方策)

○障害児が、障害特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受け
ることができる体制づくりに努めます。

○近隣市町村でサービス提供事業所が確保できるよう、適切な予算措置を行います。

○制度やサービスの周知に努めます。

(2) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
---------	---

■第2期障害児福祉計画の実績と課題

須崎市内に新しく事業所ができたことにより、利用者が増加しています。今後も、対象者には障害児通所支援サービス等の情報提供を行い、対象者に合った支援の提供が必要です。

【相談支援事業実績値】

項 目			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	見込	3	3	3
		実績	6	5	3

※実績値は各年度3月の値。令和5年度の実績値は令和5年9月の値です。

■第3期サービス見込量の定め方と方針

対象者には障害児通所支援サービス等の情報提供を行い、関係機関と連携し、対象者への支援を行います。

【相談支援事業見込】

項 目		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害児相談支援	実人数 (人/月)	11	11	11

(確保の方策)

- 障害のある子どもやその家族を支援していくため、相談支援事業所や関係機関と連携を取り、相談や支援の充実を図るとともに、事業の周知に努めます。
- 障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターの設置について、圏域での協議を図ります。

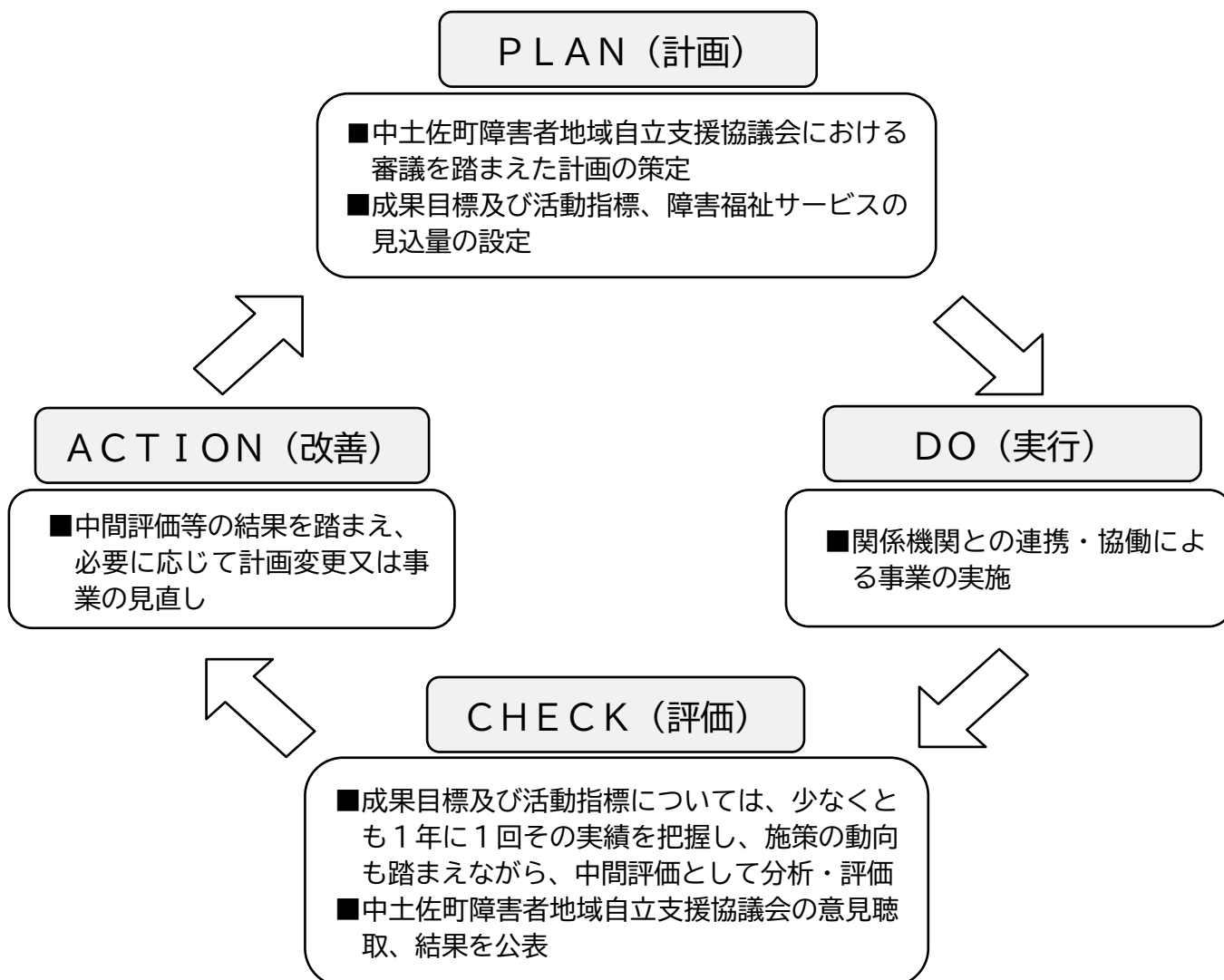
第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握します。また、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めたときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、中土佐町障害者地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果の公表に努めます。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ図



2 計画の推進体制

計画の推進については、中土佐町障害者地域自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者が連携して実施します。

(1) 計画の周知

本計画については、町の広報誌、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障害のある人やその家族、地域住民、障害者支援にかかわる人々の共通の理解を得ながら計画を推進していきます。

また、国や県の障害者施策の動向を把握し必要な情報提供に努めます。

(2) 保健・医療・福祉・教育分野における連携

障害のある人の地域生活を支えるため、医療機関、サービス提供事業者、関係各課等の保健・医療・福祉・教育分野の連携を強化し、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービスの提供が必要となります。

(3) 地域との連携

障害のある人に対する各種施策を推進していくためには、地域住民を始め、社会福祉協議会、サービス提供事業者、ボランティア、NPO、事業者、関係機関等との連携し、協働体制づくりを進めていきます。

(4) 国・県との連携

障害福祉サービスは、ひとつの自治体だけで対応できない施策もあります。国及び県の事業・施策及び各種施設の活用を進め、県の関係機関との連携を図りながら本計画を推進していきます。

資料編

1 中土佐町第4期障害者計画（再掲）

（1）基本理念

国が福祉施策の理念として掲げているのは、「地域共生社会の実現」です。地域共生社会とは、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を言います。

障害のある人が住み慣れた地域で自分自身の生き方を主体的に選択し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に自立及び社会参加の支援等のための施策を推進していく必要があります。

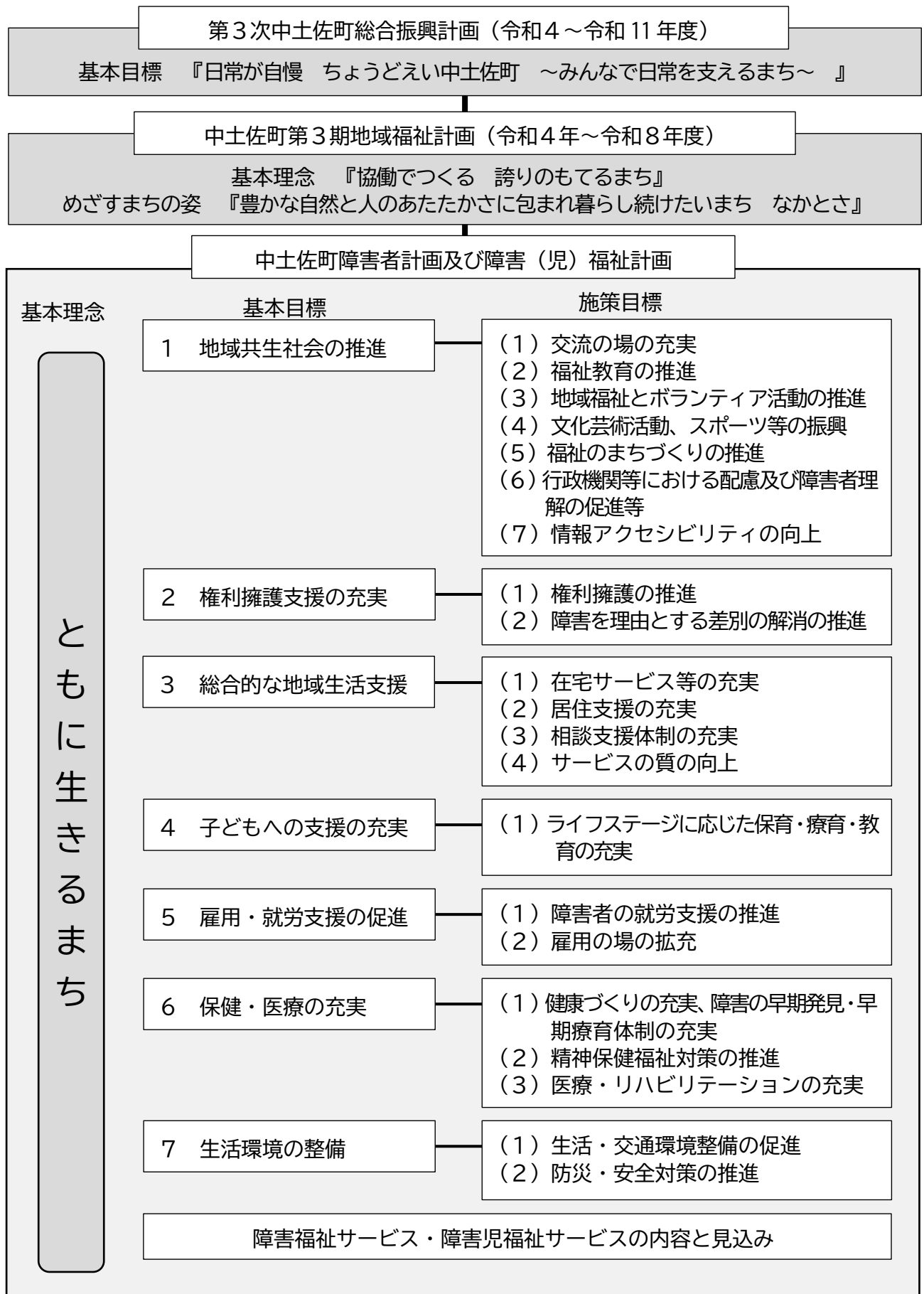
【 基 本 理 念 】

ともに生きるまち

障害の有無によって分け隔てられることがなく、誰もが自己選択・自己決定に基づいて社会に参加し、その能力を最大限に発揮し、自己実現をめざす権利を有する主体として尊重されなければなりません。

誰もが一人の個人としてその人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていける「ともに生きるまち」の構築を目指します。

(2) 施策体系図



(3) 重点施策

第3期障害者計画の評価によりみえてきた課題から、重点施策を以下に定め、取り組んでいきます。

中土佐町障害者計画及び障害（児）福祉計画
＜重点施策＞

基本目標	施策目標	今後の取り組み
1 社会の推進 地域の共生	(1) 交流の場の充実	①交流の場の充実
	(2) 福祉教育の推進	①学校・家庭・地域における福祉教育の推進
2 支援の充実 権利擁護	(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	①障害者差別解消への取り組みの充実
3 地域生活支援 総合的な	(1) 在宅サービス等の充実	②日中活動の場の確保と支援
	(2) 居住支援の充実	①居住系サービスの充実
4 の支援の充実 子どもへ	(1) ライフステージに応じた保育・療育・教育の充実	①切れ目のない支援の充実
5 支援の促進 雇用・就労	(2) 雇用の場の拡充	①働く場の開拓
7 の整備 生活環境	(2) 防災・安全対策の推進	①南海トラフ地震等災害への備え

2 中土佐町保健福祉に関する諸計画策定のための委員会設置条例

平成18年6月21日

条例第208号

改正 平成30年3月26日条例第8号

(設置)

第1条 中土佐町における保健福祉に関する諸計画を策定するため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 地域福祉計画策定委員会
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画等策定委員会
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
- (4) 健康増進計画策定委員会

(委員会の任務)

第2条 前条各号に掲げる委員会(以下「各委員会」という。)は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる区分により、当該各号に掲げる特定の分野に関する計画の策定に関し、必要な事項を調査、審議し、町長に答申する。

- (1) 地域福祉計画策定委員会 地域福祉計画
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画等策定委員会 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- (4) 健康増進計画策定委員会 健康増進計画

(組織)

第3条 各委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 関係行政機関の代表者又は職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問に係る答申をしたときをもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 中土佐町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

所属及び役職	氏 名	備 考
須崎公共職業安定所 所長	赤堀 雅也	
須崎福祉保健所 所長	谷本 和広	
中土佐町社会福祉協議会 会長	坂井 貞嗣	
中土佐町民生委員児童委員協議会 会長	山口 賢	
障害者支援施設 せせらぎ園 施設長	高橋 雅人	
障害者支援施設 せせらぎ園 事務長	岡村 祐一	
中土佐町身体障害者相談員	南 絹江	
中土佐町商工会 青年部長	黒原 一人	
一陽病院 相談室長	小野川 宏美	
中土佐町知的障害者相談員	黒原 朋代	
住民代表	正岡 淳一	
中土佐町社会福祉協議会 地域福祉課 課長	谷岡 裕子	
中土佐町社会福祉協議会 障害福祉課 課長	槌田 由美	
中土佐町教育委員会 次長	多田 昭介	
中土佐町総務課 課長	平田 政人	

任期：第1回策定委員会開催日～本計画の答申を終えるまで（順不同・敬称略）

4 計画策定の経緯

実施時期	内 容
令和5年10月	第1回 計画策定委員会
令和5年12月	令和5年度 自立支援協議会
令和5年12月	第2回 計画策定委員会
令和6年1月～ 令和6年2月	パブリックコメント実施
令和6年2月	第3回 計画策定委員会
令和6年3月	策定

中土佐町第7期障害福祉計画・中土佐町第3期障害児福祉計画

<発行年月>令和6年3月

<編集・発行>中土佐町健康福祉課

〒789-1301

高知県高岡郡中土佐町久礼 6663-1

電話番号：0889-52-2662/0889-52-4820

F A X：0889-52-2432